

新たな政策課題に関するデータ集

平成28年12月
総合政策課作成

目次

1	人口等基礎データ	
1-1	国勢調査結果（総人口、年齢3階級別、外国人、世帯数）	1
1-2	人口構造の変化	3
1-3	孤立的高齢世帯について	4
1-4	将来人口推計（国、県）	5
	※県内の人口分析について（別添）	
2	国際化と情報化	
2-1	2020年東京オリンピック開催による経済効果	6
2-2	環太平洋パートナーシップ（TPP）への参加	6
2-3	所得層別人口の推移	7
2-4	サービス貿易の拡大	7
2-5	財輸出の状況	8
2-6	訪日外客数の推移	8
2-7	外国人留学生の卒業者数・就職者数	9
2-8	協定等に基づく日本人留学生の推移	9
2-9	ビッグデータ流通量の推移	10
2-10	世界のIoTデバイス数の推移及び予測	10
3	産業構造の転換と働き方の多様化	
3-1	経済活動別のGDP、就業者数の推移	11
3-2	世界の医療市場	12
3-3	農業生産関連事業を行っている農業経営体数	12
3-4	農業への参入法人数の推移	13
3-5	生活保護の被保護人員の推移	13
3-6	労働力人口の推移	14
3-7	正規雇用・非正規雇用労働者の推移	14
3-8	就業者数の推移	15
3-9	働き方改革の推進	15
3-10	階級別役職者に占める女性の割合の推移	16
3-11	女性の就業希望者の内訳	16
3-12	テレワーカー数の推移	17
3-13	外国人労働者の受入拡大	17
4	エネルギー・環境問題の新たな展開	
4-1	水素社会の実現に向けて	18
4-2	ネガワット取引市場の創設	18
4-3	降水量50mm以上の年間発生回数の推移	19
4-4	二酸化炭素排出量の推移	19
4-5	部門別二酸化炭素排出量の推移	20
4-6	微小粒子状物質（PM2.5）の年平均値	20
4-7	微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準達成率	21

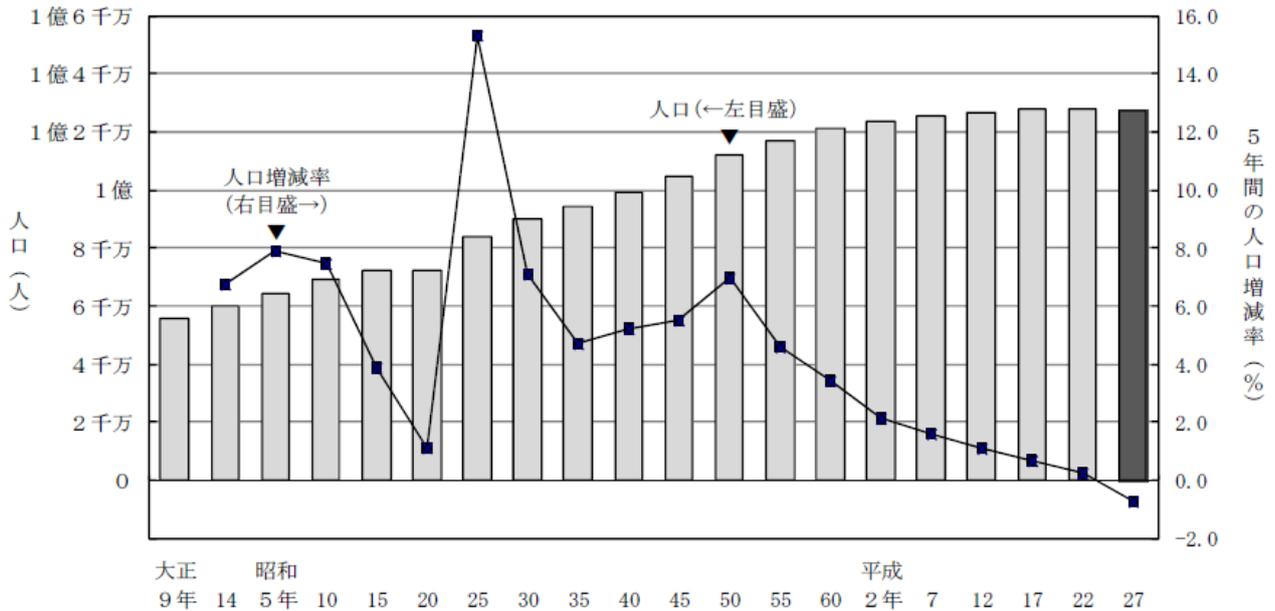
4-8	絶滅のおそれのある動物種数	21
5	くらしのさまざまな変化	
5-1	社会意識に関する世論調査（社会志向か個人志向か）	22
5-2	社会意識に関する世論調査（望ましい地域での付き合いの程度）	22
5-3	防災に関する世論調査（重点を置くべき防災対策（自助、共助、公助））	23
5-4	刑法犯の認知・検挙状況の推移	23
5-5	交通事故死亡者数の推移	24
5-6	平均寿命の推移と将来推計	24
5-7	健康寿命の推移	25
5-8	死亡場所の推移	25
5-9	人口10万人当たりの在宅療養支援病院数の状況	26
5-10	社会保障給付費の状況	26
5-11	社会保障制度改革の取組状況	27
5-12	相対的貧困率の推移	28
5-13	小学生・中学生に対する就学援助の状況	28
5-14	いじめの認知（発生）件数、いじめ認知（発生）率の推移	29
5-15	特別支援学校在学者数の推移	30
5-16	OECD生徒の学習到達度調査（PISA2015）結果の推移	30
5-17	建設後50年以上経過したインフラの割合	31
5-18	インフラの維持管理推計	31
5-19	空き家率の推移	32
6	地方分権改革の進展	
6-1	義務付け・枠付けの見直し、国から地方への権限委譲の検討	32
6-2	県内市町村の広域連携	33
6-3	社会保障と税の一体改革による地方税財源の充実	33

（注）原則として全国におけるデータを掲載しています。

＜ 総人口 ＞

平成27年の日本の人口は1億2709万5千人で、1920年（大正9年）の調査開始以来、初めての減少となりました。

総人口と5年間の人口増減率

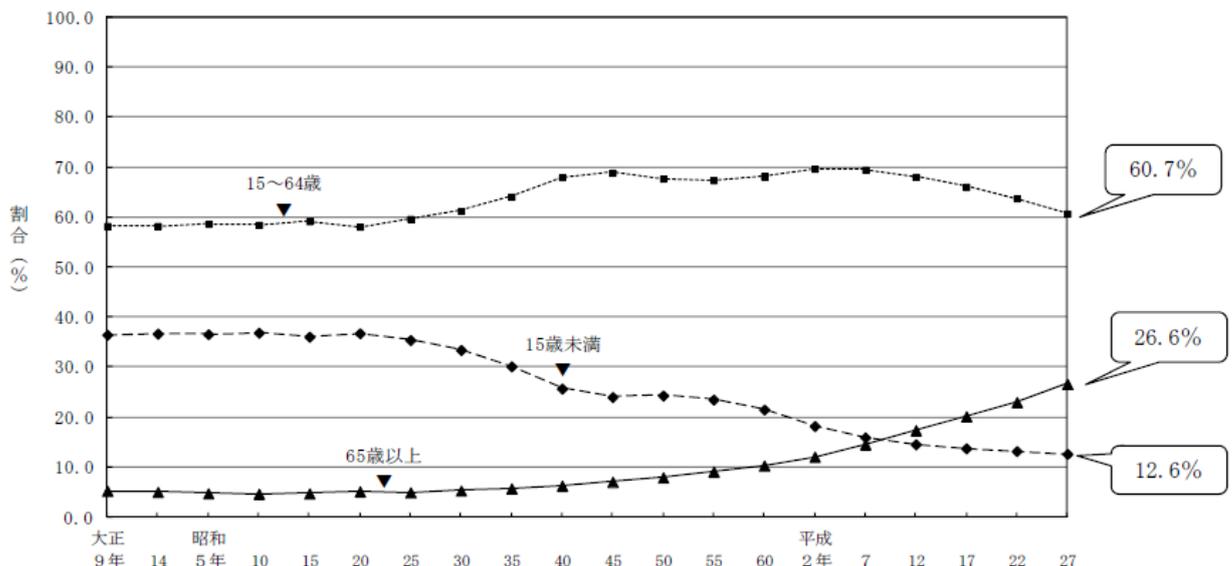


【平成27年国勢調査】

＜ 年齢3階級別人口 ＞

平成27年の総人口を年齢3区分別にみると、65歳以上人口は3346万5千人で、総人口に占める割合を平成22年と比べると、23.0%から26.6%に上昇しました。また、15歳未満人口の割合は、調査開始以来最低となった一方、65歳以上人口の割合は、調査開始以来最高となっています。

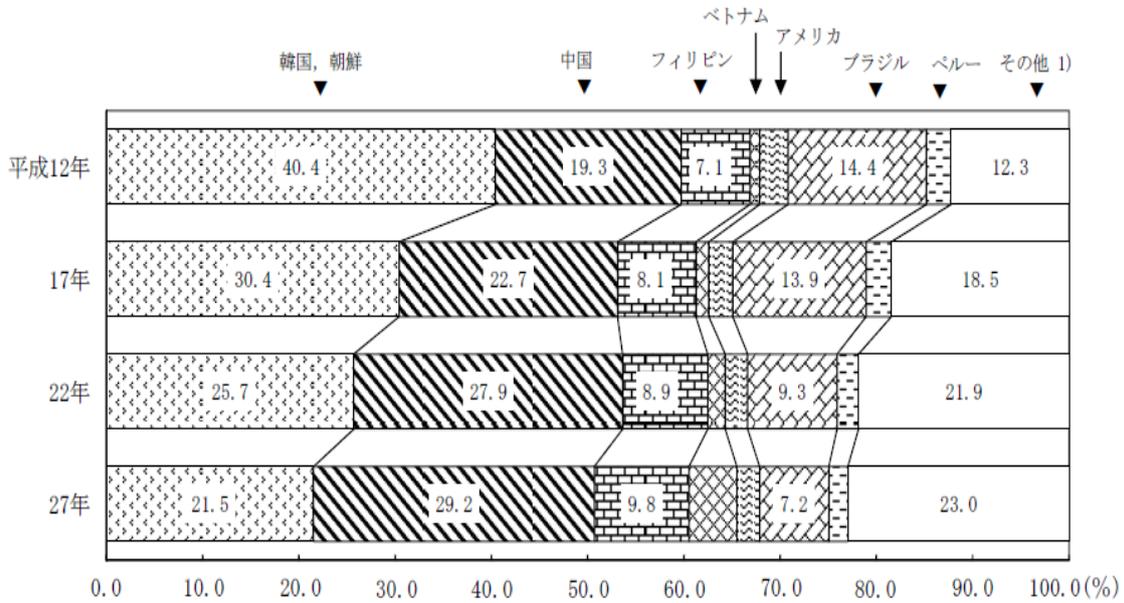
年齢3階級別人口の割合



＜ 外国人人口 ＞

日本に住む外国人人口（175万2千人）を国籍別に見ると、「中国」が51万1千人（外国人人口の29.2%）と最も多くなっており、その割合を平成22年と比べると、1.3ポイント上昇しており、年々上昇しています。

国籍別外国人人口の割合の推移

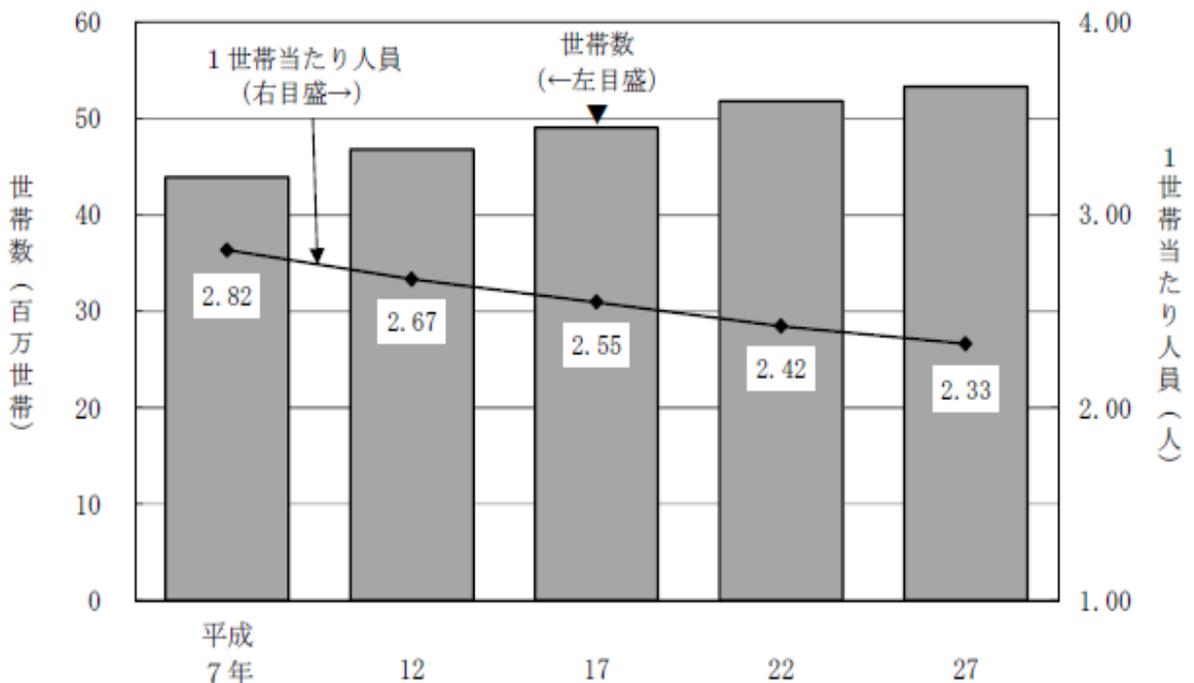


1) 無国籍及び国名「不詳」を含む。

＜ 世帯数 ＞

平成27年の世帯数は5,344万9千世帯で、平成22年と比べると149万8千世帯増加しています。また、1世帯当たり人員は2.33人となっており、引き続き減少しています。

世帯数と一世帯当たり人員

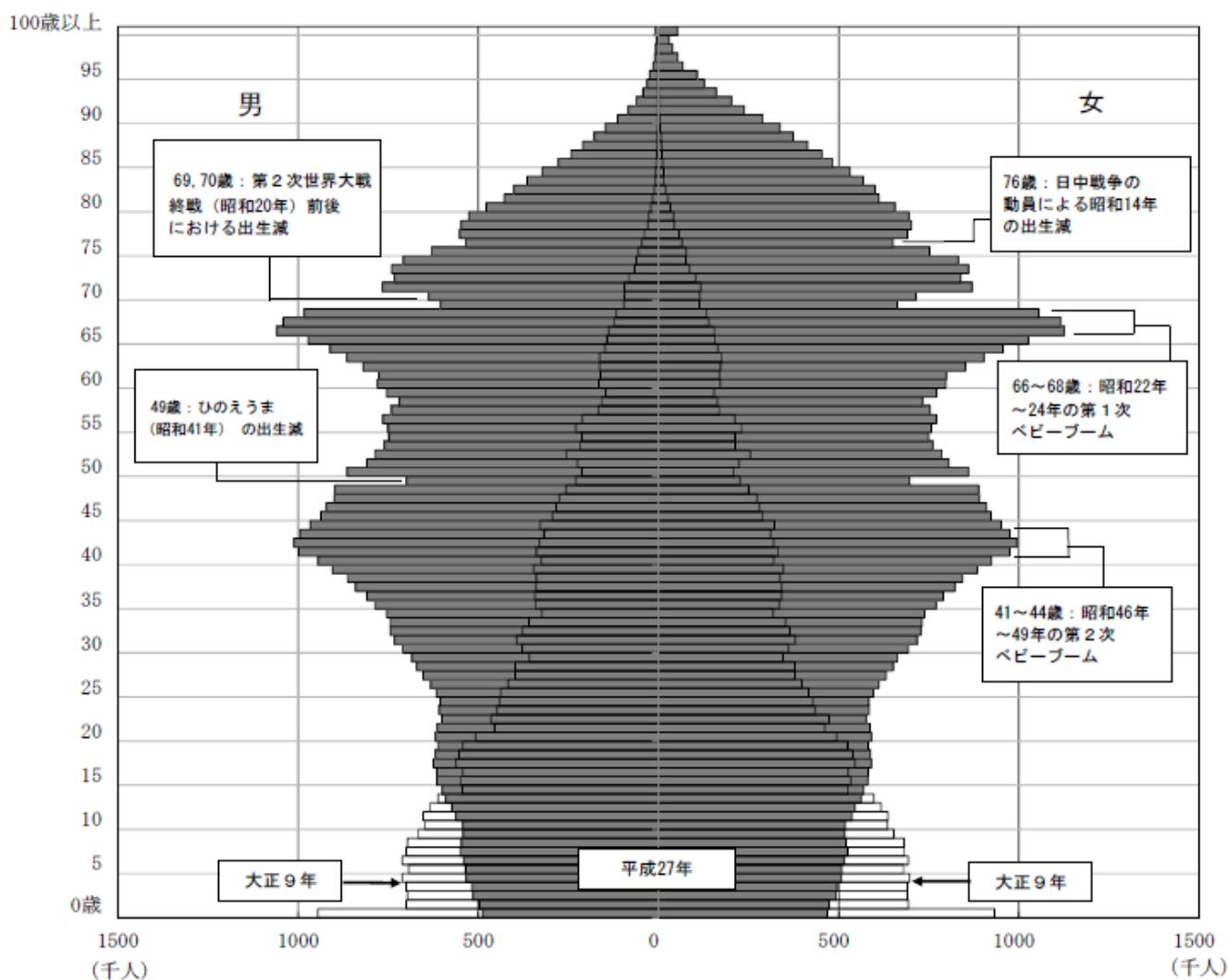


1-2 人口構造の変化

【平成27年国勢調査】

平成27年の人口ピラミッドを見ると、60歳代後半の第一次ベビーブーム世代や40代前半の第二次ベビーブーム世代が多い一方で、その後の出生減により15歳未満の世代が少なくなっているなど、凹凸が顕著な人口構成となっています。大正9年の人口ピラミッドと比べて見ると、「富士山型」から「釣鐘型」になっています。

我が国の人口ピラミッドの推移



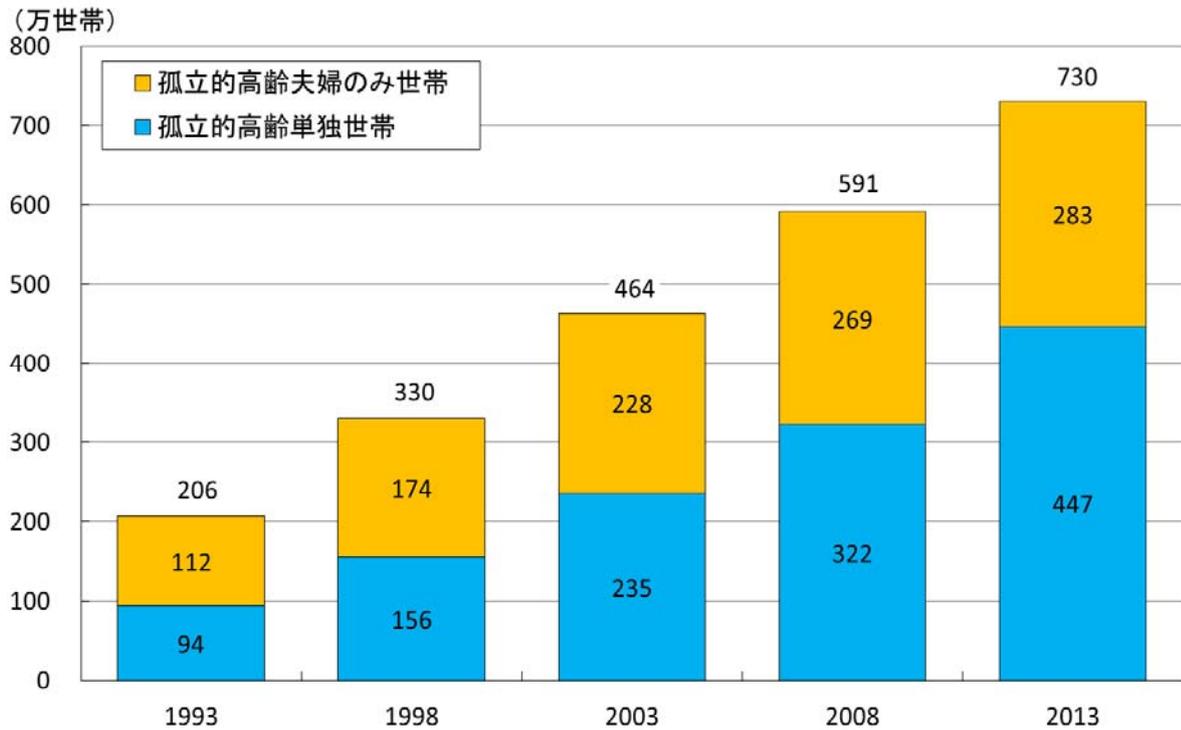
1-3 孤立の高齢世帯について

【神奈川県人口推計研究会作成】

全国の孤立の高齢世帯数*の推移と神奈川県の高齢世帯数の推移を見ると、孤立の高齢夫婦のみ世帯、孤立の高齢単独世帯ともに増加しています。特に孤立の高齢単独世帯の増加率が高くなっています。

*孤立の高齢世帯：「住宅・土地統計調査」高齢単独世帯と高齢夫婦世帯の中で、子の居住地が「片道1時間以上」と「別世帯の子はいない」世帯

全国の孤立の高齢世帯数の推移



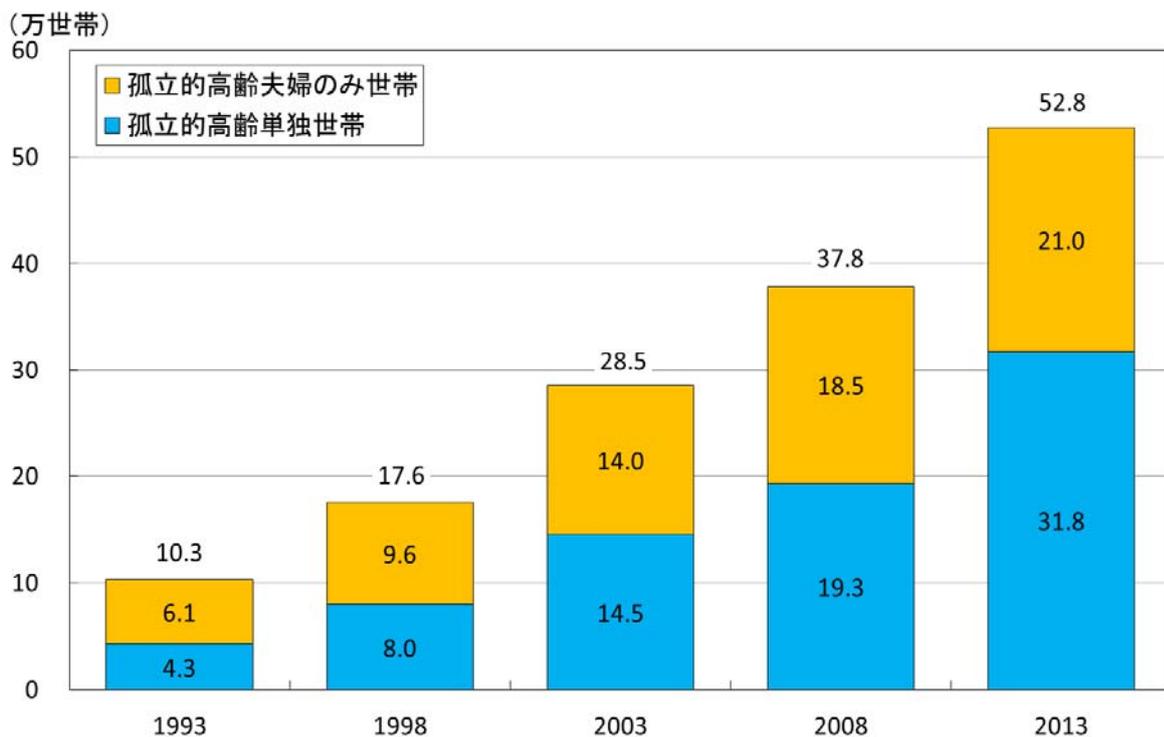
1993年からの増加率

3.5倍

2.5倍

4.8倍

神奈川の孤立の高齢世帯数の推移



1993年からの増加率

5.1倍

3.5倍

7.4倍

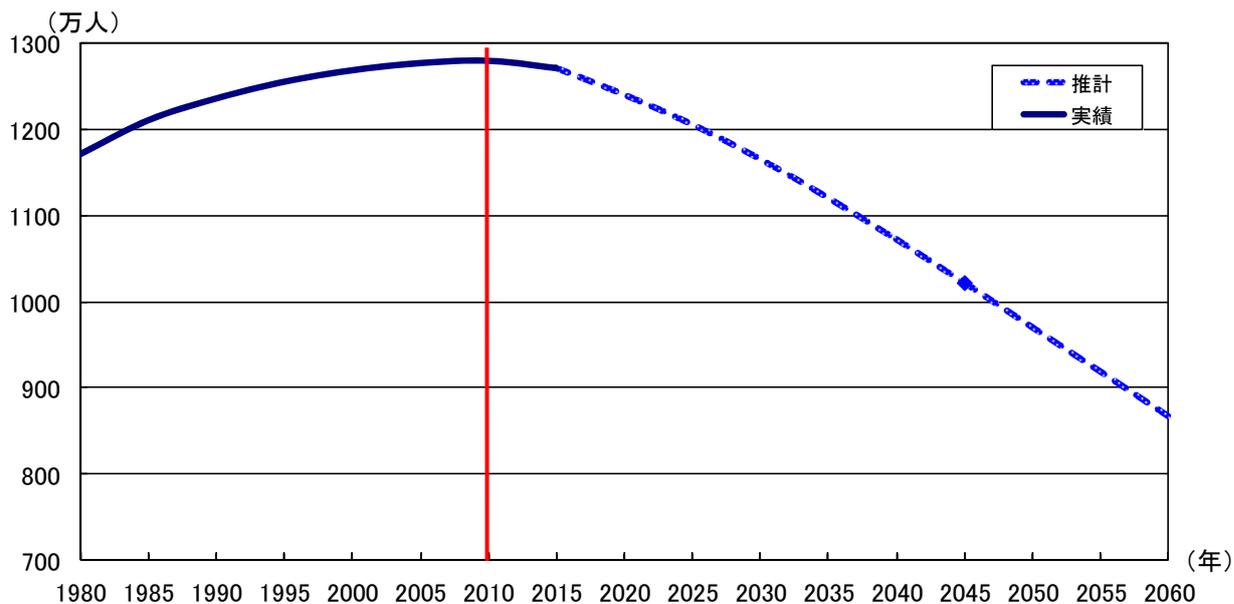
全国以上の増加

1-4 将来人口推計（国・県）

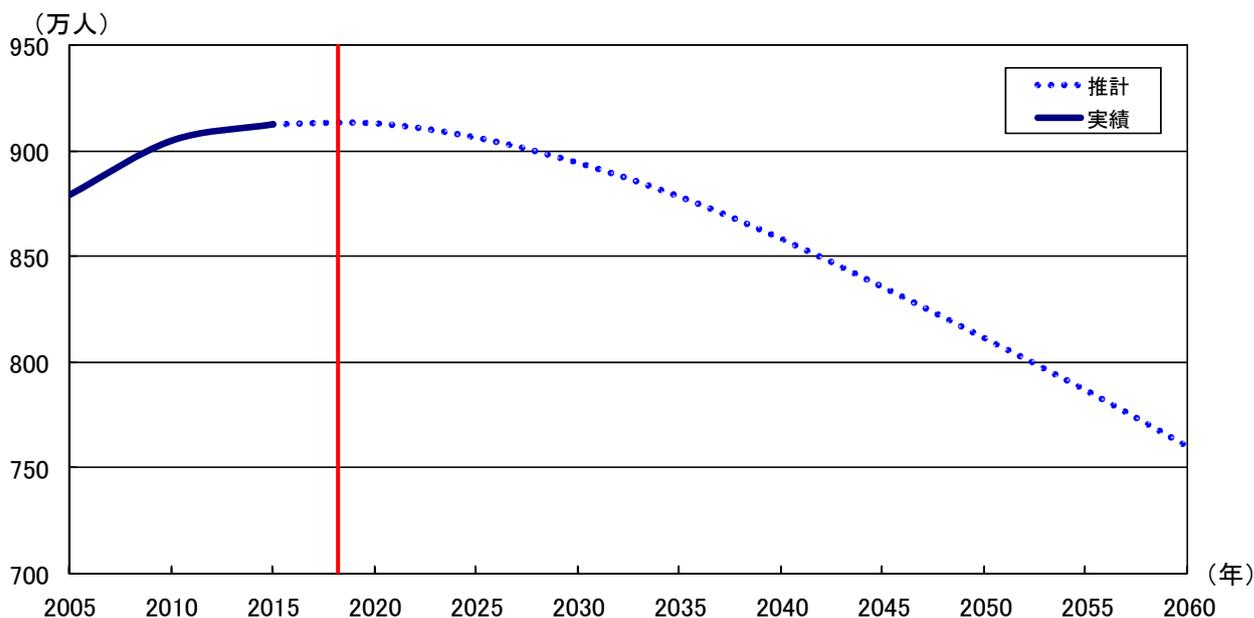
【平成27年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計、県政策局推計】

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、日本の人口は2010年をピークに減少期に入っています。
 県の人口推計によると、県の人口は2018年をピークに減少することが見込まれています。

日本の将来総人口推計



神奈川県将来人口推計

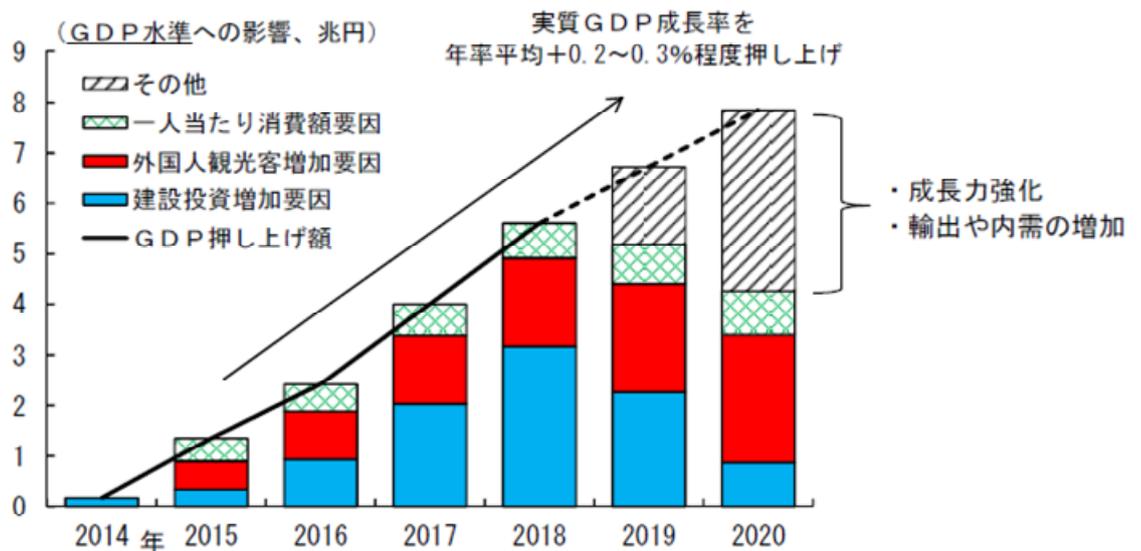


2-1 2020年東京オリンピック開催による経済効果

【日本銀行調査統計局】

日本銀行による試算では、東京オリンピック開催に伴う経済効果は、2014年～2020年の7年間で、25兆～30兆円、また、関連需要により追加的に必要となる労働力は70万人以上と見込まれています。

【図表 16】東京オリンピック開催の経済効果（イメージ）

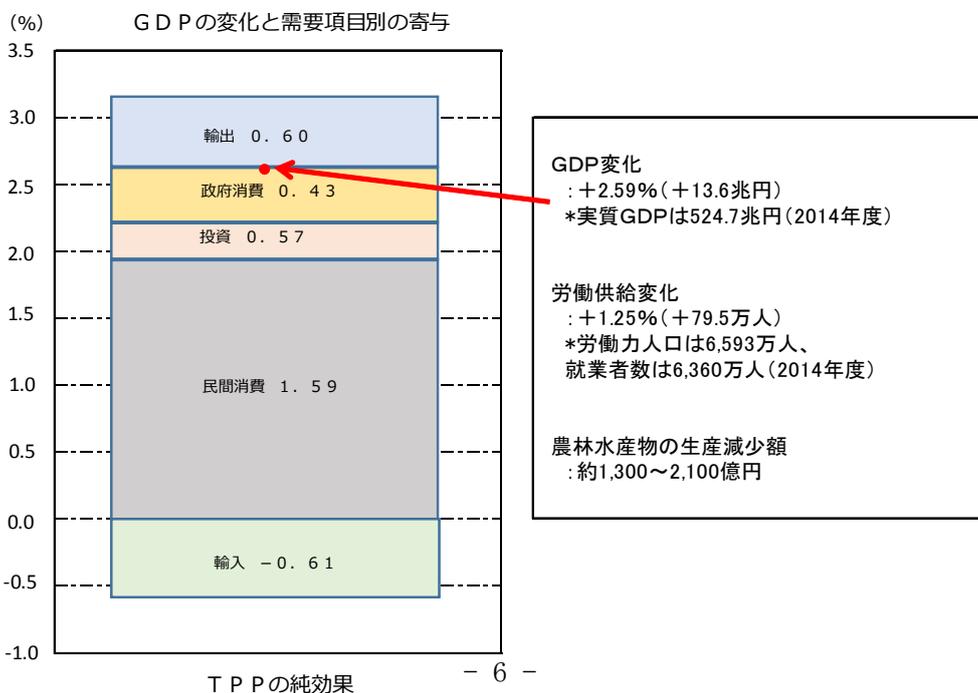


2-2 環太平洋パートナーシップ(TPP)への参加

【平成27年内閣官房公表資料】

TPPが発効し、その効果により日本が新たな成長経路（均衡状態）に移行した時点において、実質GDP水準は+2.6%増、2014年度のGDPを用いて換算すると、約14兆円の拡大効果が見込まれ、労働供給は約80万人増と見込まれています。

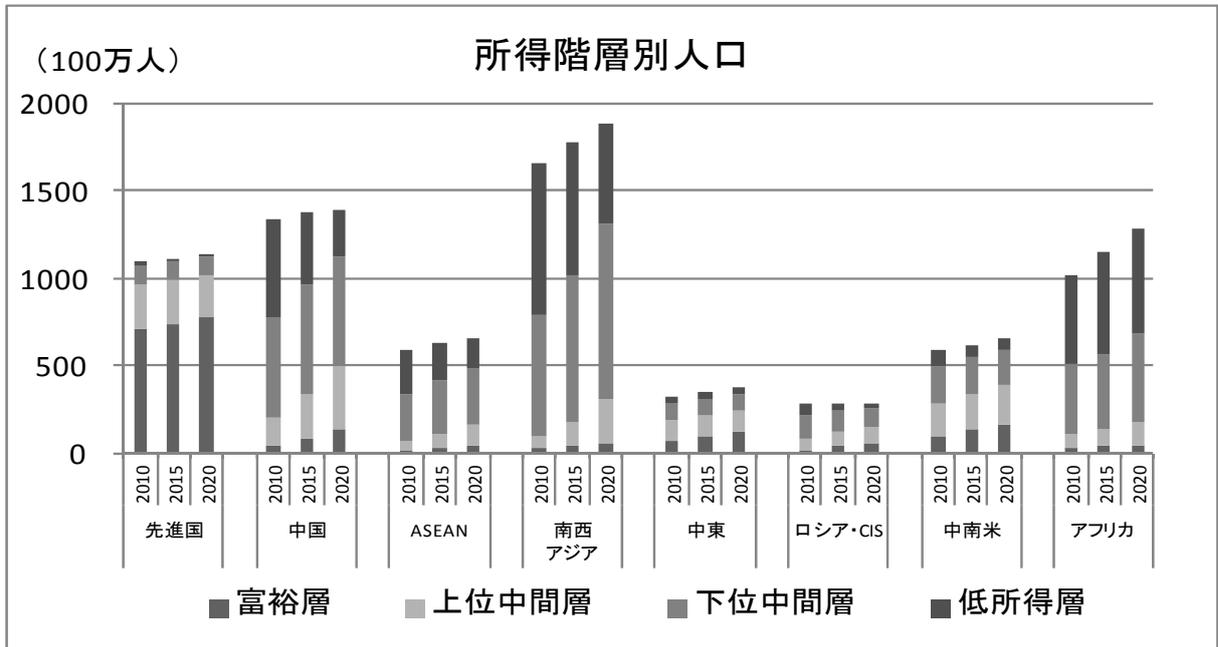
一方で、農林水産物生産額は国内対策の効果を勘案しても価格の低下により1,300～2,100億円減少することが見込まれています。



2-3 所得層別人口の推移

【経済産業省「通商白書2013」】

中国、南西アジアで上位中間層・富裕層の人口が大きく増加することが見込まれています。下位中間層については、アフリカでも量的拡大が見込まれています。



※備考：世帯可処分所得別の家計人口。各所得層の家計比率×人口で算出。 2015年、2020年の各所得階層の家計比率はEuromonitor推計。

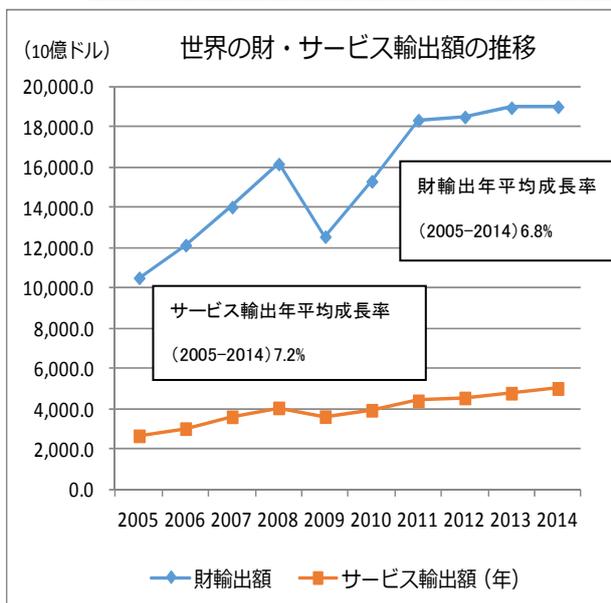
資料：Euromonitor International 2013、UN「World Population Prospects: The 2010 Revision」から作成。

2-4 サービス貿易の拡大

【経済産業省「通商白書2013」】

世界のサービス貿易は、金額では財に及ばないものの、直近10年の年平均伸び率は7.2%と、財の伸び率である6.8%を上回っています。

また、主要国の状況としては、貿易赤字を抱える米国及び英国が、サービス貿易収支での黒字を拡大させており、日本も東日本大震災以降、財貿易収支が赤字化する一方、サービス貿易収支は緩やかながら赤字が減少しています。

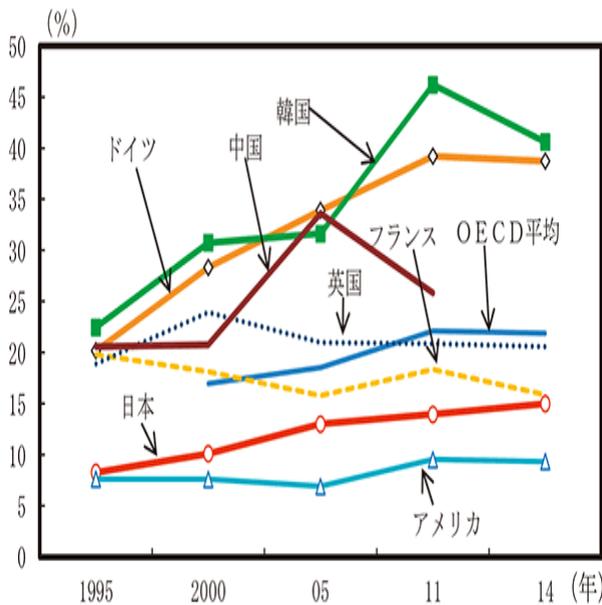


2-5 財輸出の状況

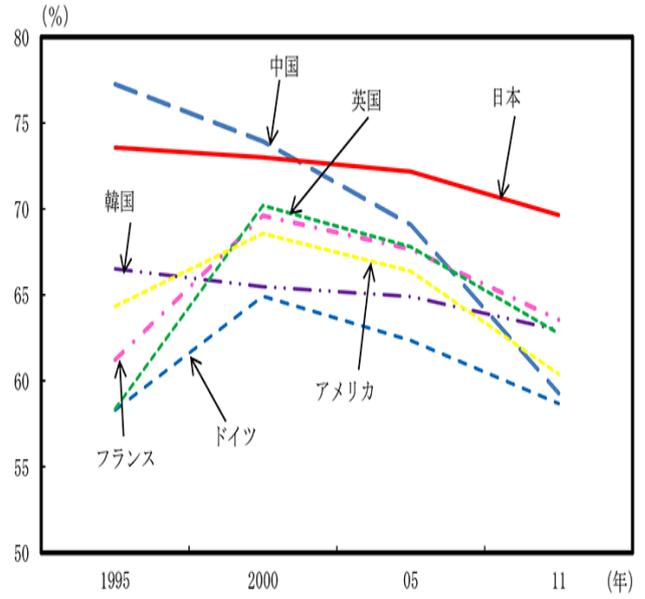
【内閣府「日本経済2015-2016」】

日本の財輸出の対GDP比について輸出総額でみると、1995年の8.3%から2014年の15.0%へと上昇しているものの各国と比較して低水準にあります。
 また、輸出の直接的な輸出の向け先上位10か国の占める割合を各国と比較すると、日本の輸出先の偏りが強いことが読み取れます。

輸出総額（対GDP費）の推移



直接的な輸出の向け先（上位10カ国のシェア）



2-6 訪日外客数の推移

【日本政府観光局（JNTO）統計資料】

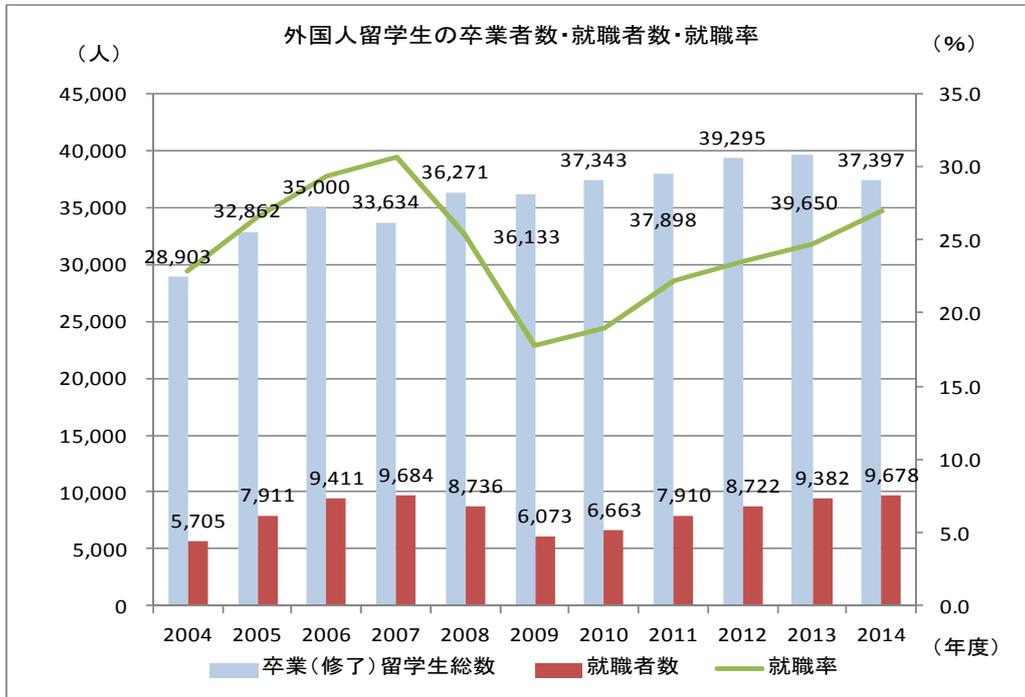
2015年の年間の訪日外客数は前年比47.1%増であり、特に近年急激に増加しています。



2-7 外国人留学生の卒業者数・就職者数

【(独)日本学生支援機構調査】

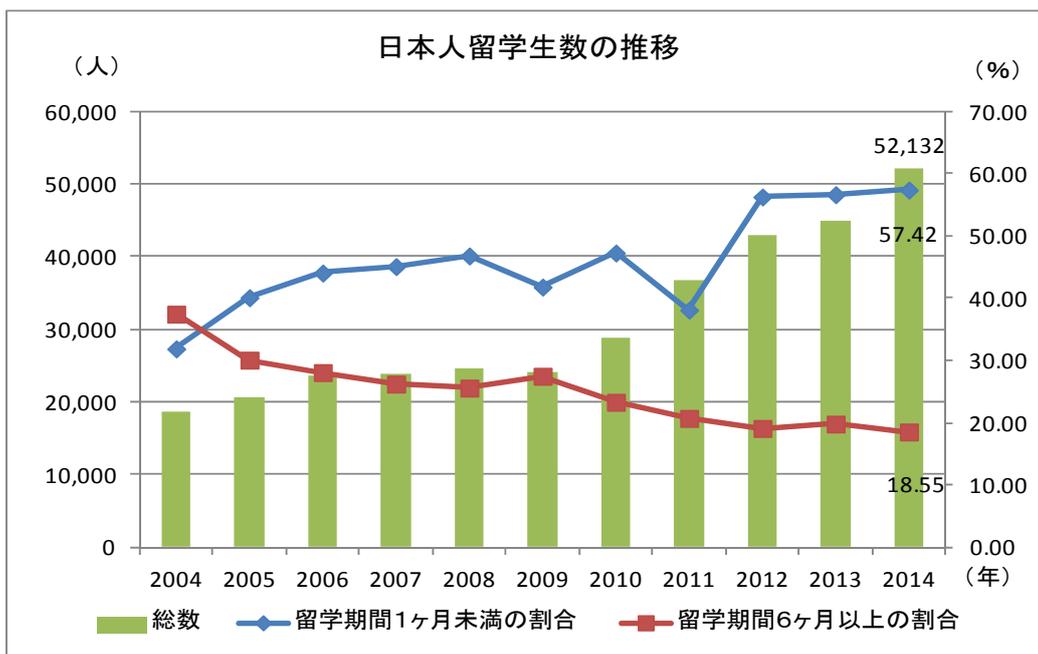
外国人留学生の卒業（修了）者数、就職者数とも増加傾向にありましたが、2014年においては、卒業（修了）者数は減少しました。
就職率は2009年度以降増加しているものの、30%以下に留まっています。



2-8 協定等に基づく日本人留学生の推移

【(独)日本学生支援機構調査】

協定等*に基づく日本人留学生は増加傾向にあります。また、留学期間が6ヶ月以上の割合が減少傾向にある一方、1ヶ月未満の割合は50%を超え、増加傾向にあります。

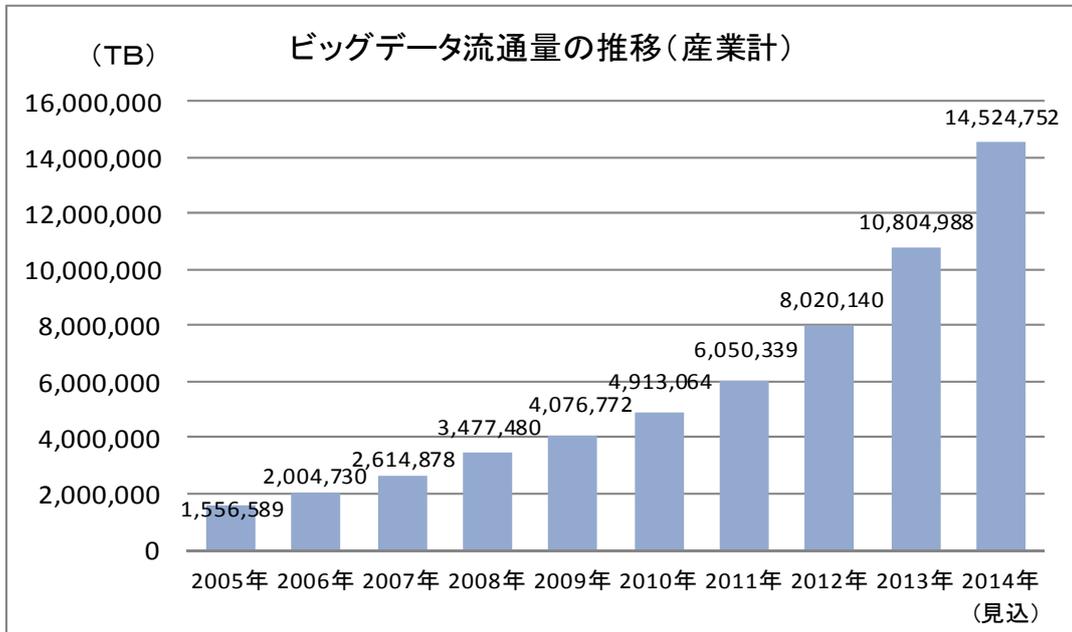


*両大学長、学部長等の捺印又はサインを交わした正式文書だけではなく、正式文書としては両大学間で取り交わしていなくても、派遣に関わる事務文書が大学等に存在し、交流実績がある取決め又は覚書等も含む

2-9 ビッグデータ流通量の推移

【総務省「ビッグデータの流通量の推計及びビッグデータの活用実態に関する調査研究」
(平成27年)】

データ流通量は2005年の約1.6エクサバイトから2014年には約14.5エクサバイト（見込み）となり、9年間で約9.3倍に拡大しています。

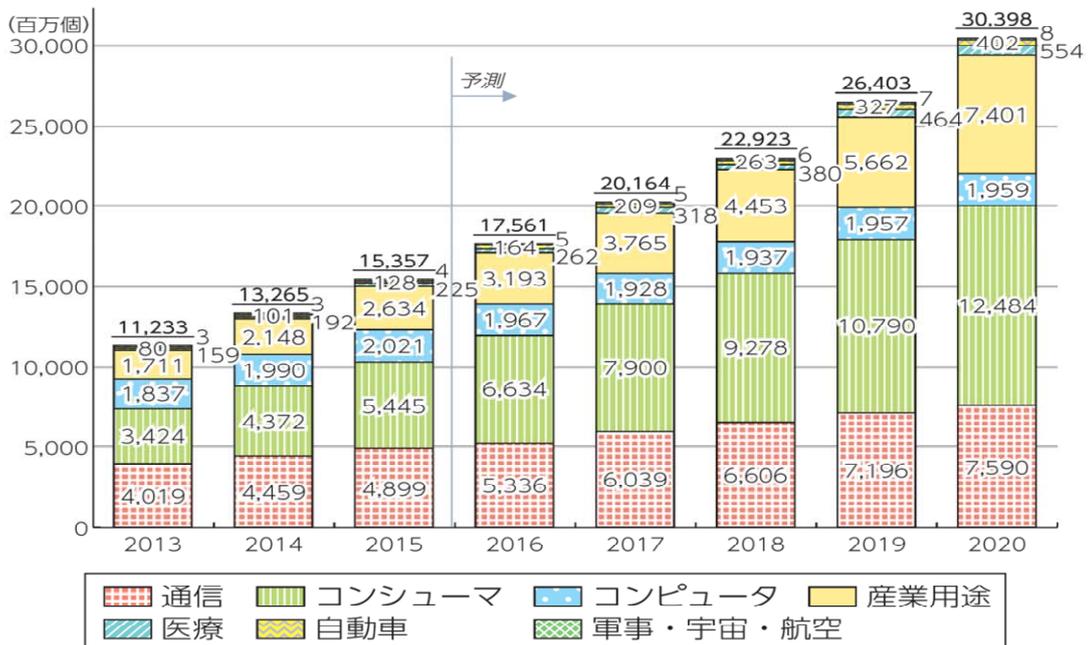


2-10 世界のIoTデバイス数の推移及び予測

【総務省「平成28年版情報通信白書」】

IoT時代にはインターネットにつながるモノが爆発的に増加していくことが予想されています。IHS Technologyの推定によれば、2015年時点でインターネットにつながるモノ（IoTデバイス）の数は154億個であり、2020年までにその約2倍の304億個まで増大すると予測されています。

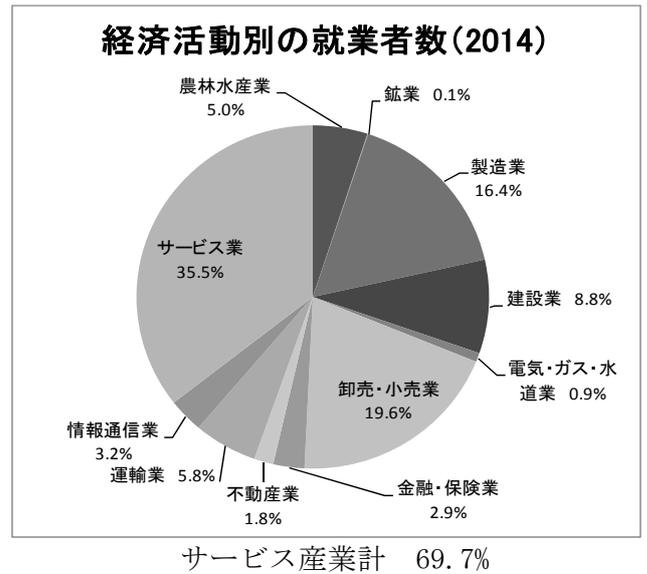
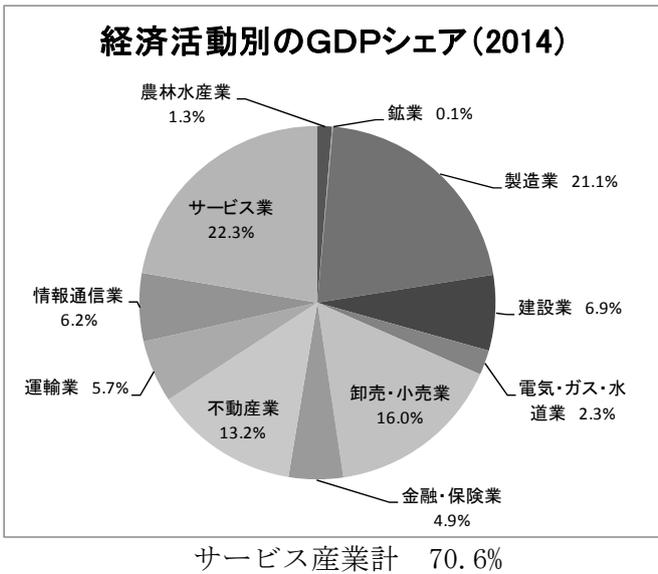
世界のIoTデバイス数の推移及び予測



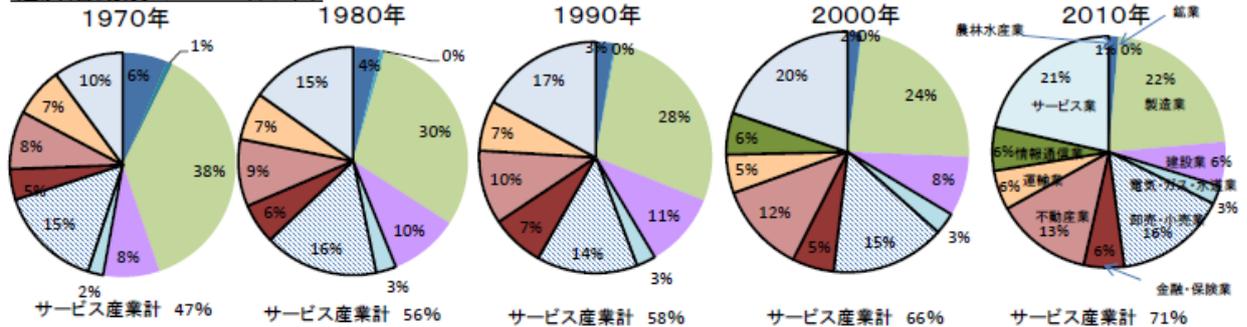
3-1 経済活動別のGDP、就業者数の推移

【内閣府作成資料、内閣府「2014年度国民経済計算」】

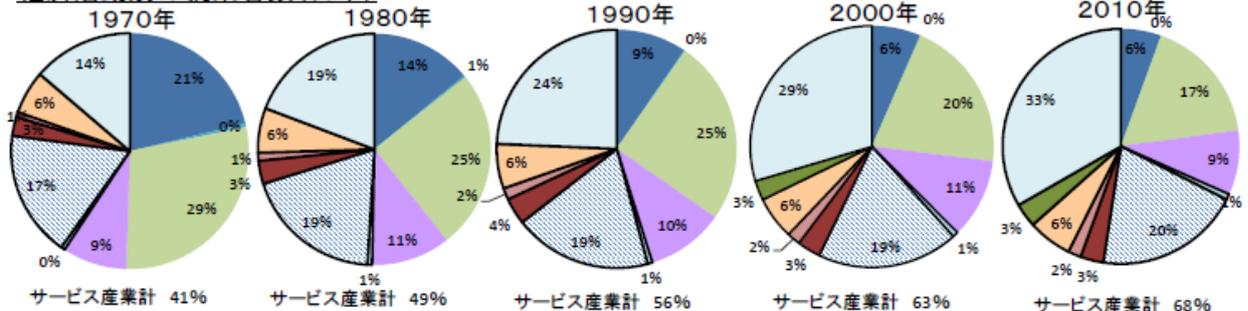
経済活動別のGDPシェア及び就業者数におけるはサービス産業（電気・ガス・水道業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸業、情報通信業、サービス業）の割合は年々増加しており、2014年においては各々70.6%、69.7%となっています。



経済活動別のGDP(日本)



経済活動別の就業者数(日本)



(備考)内閣府「国民経済計算」により作成。なお、1990年以前は、情報通信業と運輸業合わせて運輸・通信業という括りとなる。

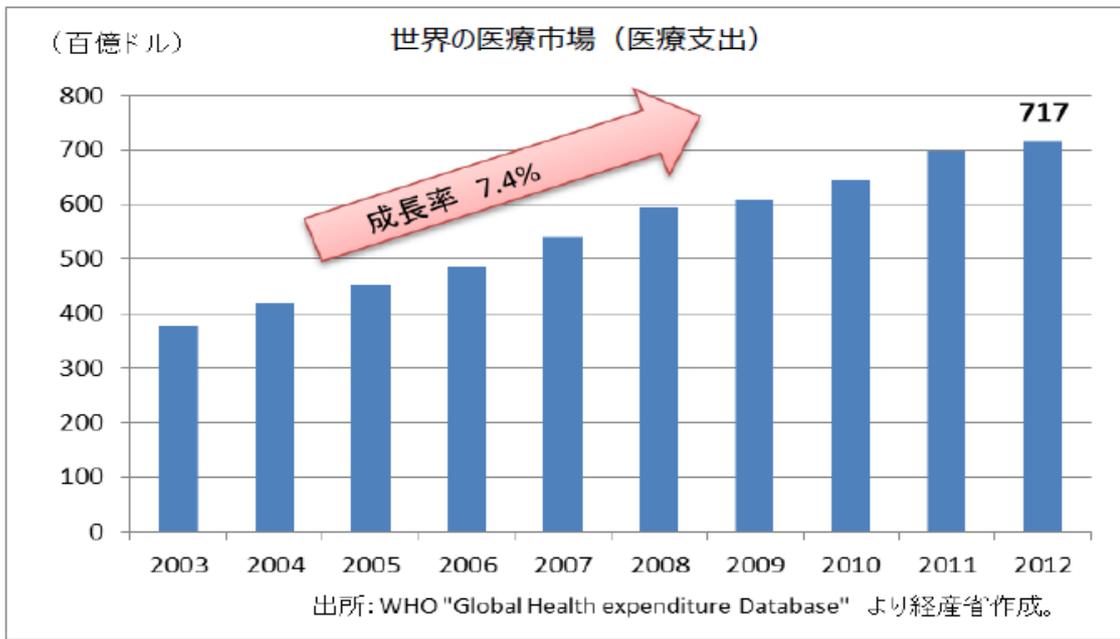
2

※図表は産業部門計を総計として計算

3-2 世界の医療市場

【経済産業省作成資料】

世界の医療市場は、2001年から2010年まで毎年平均7.4%で成長しており、2012年の市場規模は約7.2兆ドルとなっています。



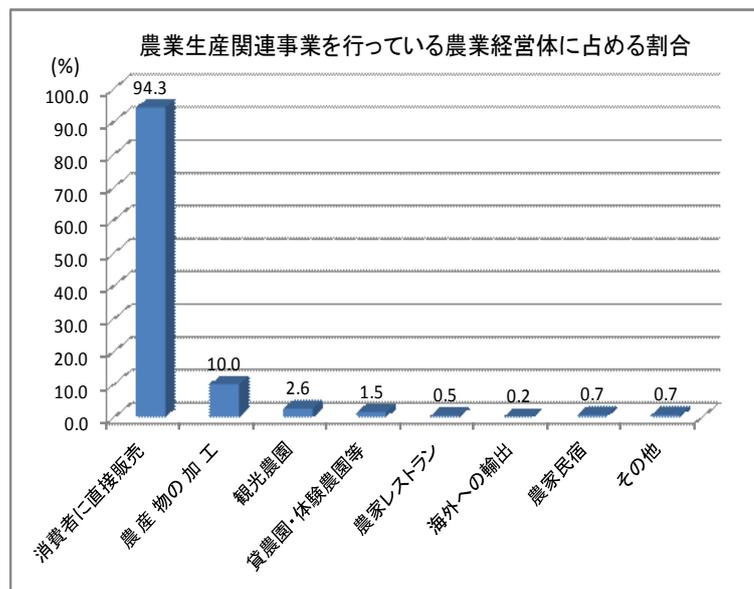
(※)WHOの統計が2012年までのデータのみ公表されているため、2012年までのデータを記載。

3-3 農業生産関連事業を行っている農業経営体数

【農林水産省「世界農林業センサス2015」】

自ら生産した農産物を用いて加工するなど、農業生産関連事業を行っている農業経営体数は全国で251,073経営体で、農業経営体数全体（1,377,266経営体）の18.2%となっています。最多は「消費者に直接販売」で、236,655経営体が行っています。

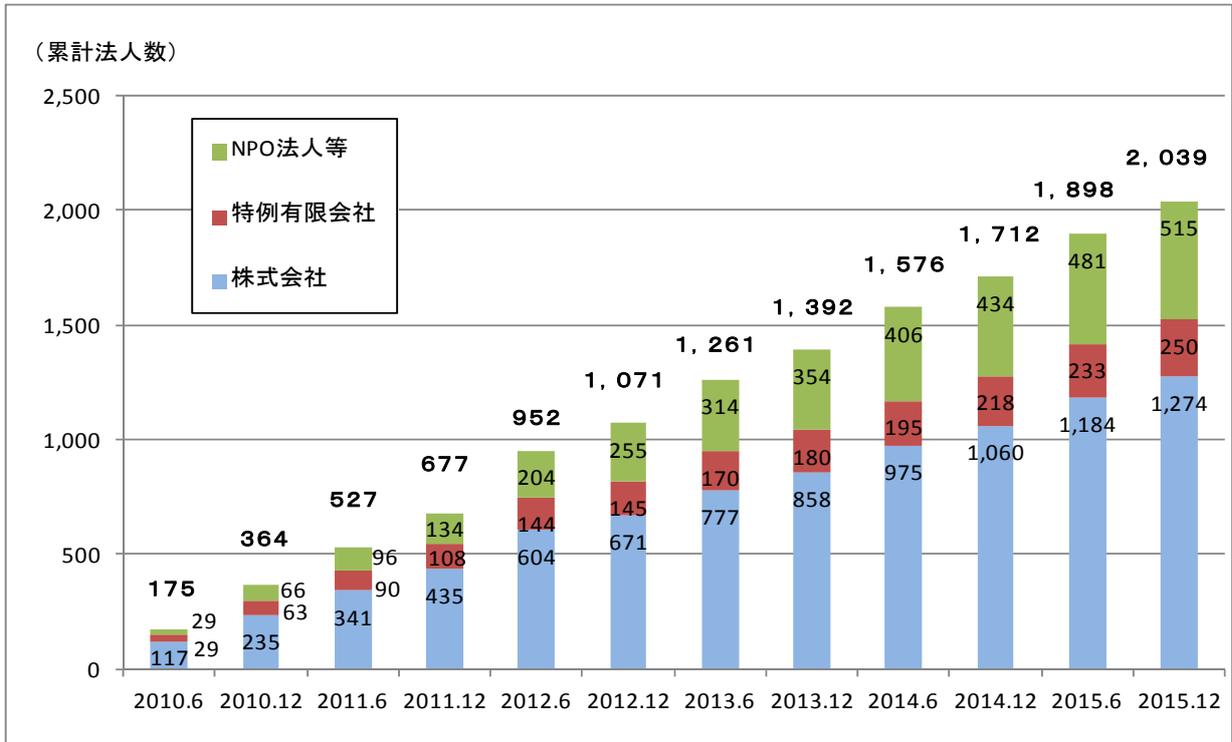
区分	経営体数	農業生産関連事業を行っている農業経営体に占める割合
農業生産関連事業を行っている実経営体数	251,073	100.0
消費者に直接販売	236,655	94.3
農産物の加工	25,068	10.0
観光農園	6,597	2.6
貸農園・体験農園等	3,723	1.5
農家レストラン	1,304	0.5
海外への輸出	576	0.2
農家民宿	1,750	0.7
その他	1,836	0.7



3-4 農業への参入法人数の推移

【農林水産省作成資料】

2009年12月の改正農地法の施行後、農地を利用して農業経営を行う法人は着実に増加しています。



3-5 生活保護の被保護人員の推移

【厚生労働省「被保護者調査」】

生活保護受給者は、2005年以降一貫して増加しています。

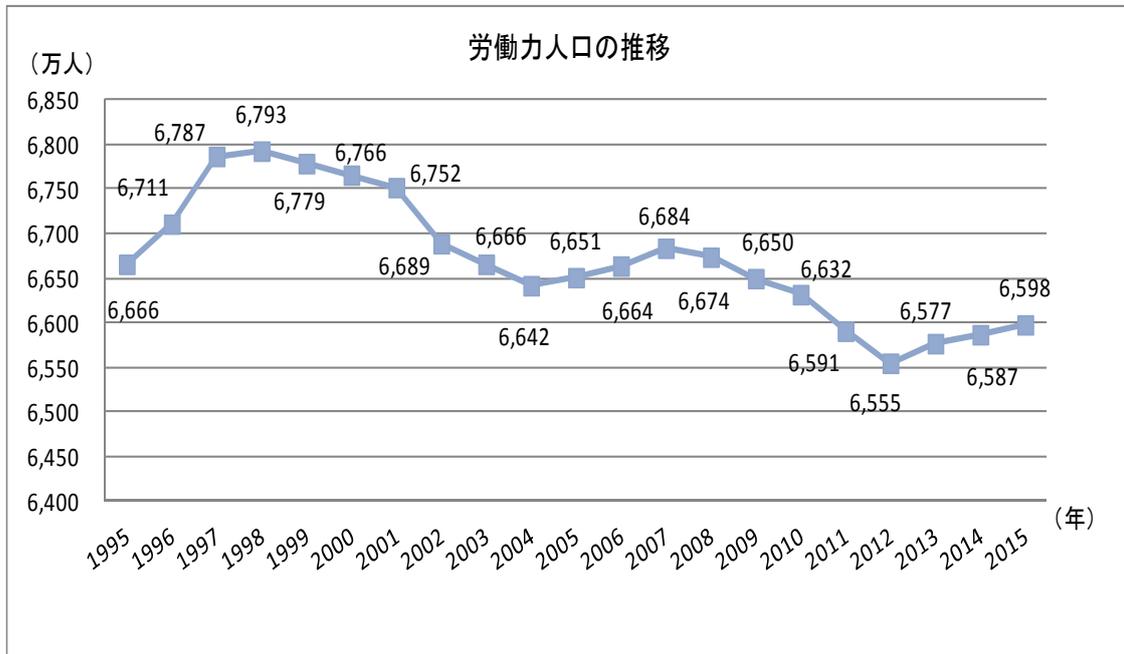


※毎年7月1日現在の人員数

3-6 労働力人口の推移

【総務省「労働力調査」】

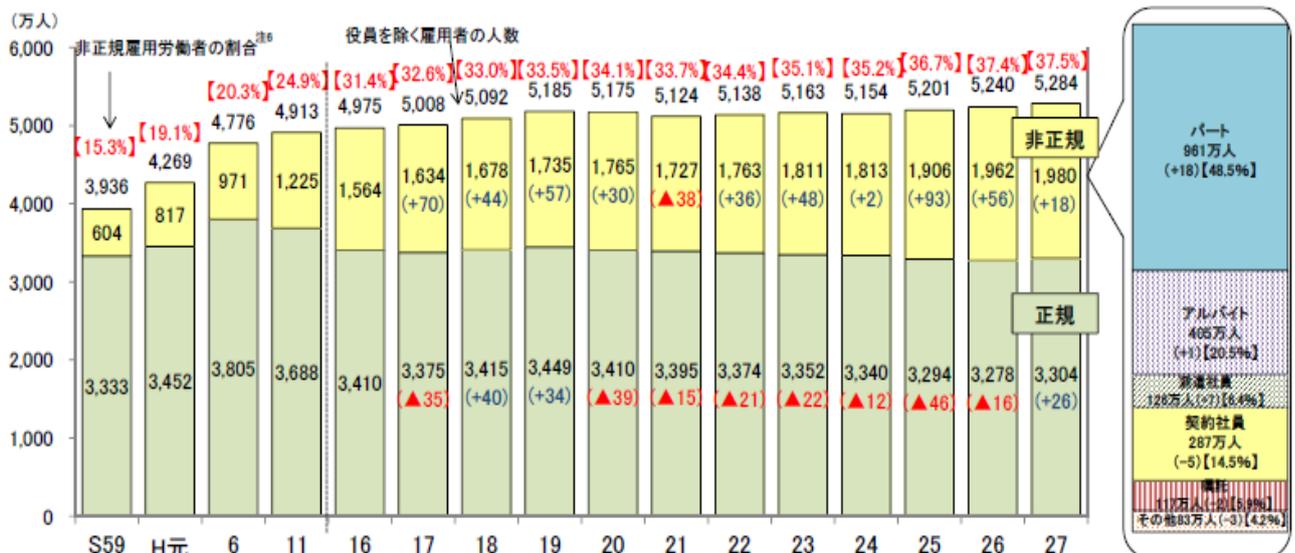
労働力人口は1998年をピークに減少してきていましたが、2012年以降は増加傾向となっています。



3-7 正規雇用・非正規雇用労働者の推移

【厚生労働省作成資料】

非正規雇用労働者は、平成6年から以降現在まで緩やかに増加しています（役員を除く雇用者全体の37.5%・平成27年平均）。正規雇用労働者は、平成26年までの間に緩やかに減少していましたが、平成27年については8年ぶりに増加に転じました。



(資料出所)

平成11年までは総務省「労働力調査（特別調査）」（2月調査）長期時系列表9、平成16年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）長期時系列表10

(注) 1) 平成17年から平成22年までの数値は、平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）の切替による遡及集計した数値（割合は除く）。

2) 平成23年の数値、割合は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値（平成22年国勢調査基準）。

3) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

4) 正規雇用労働者：勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。

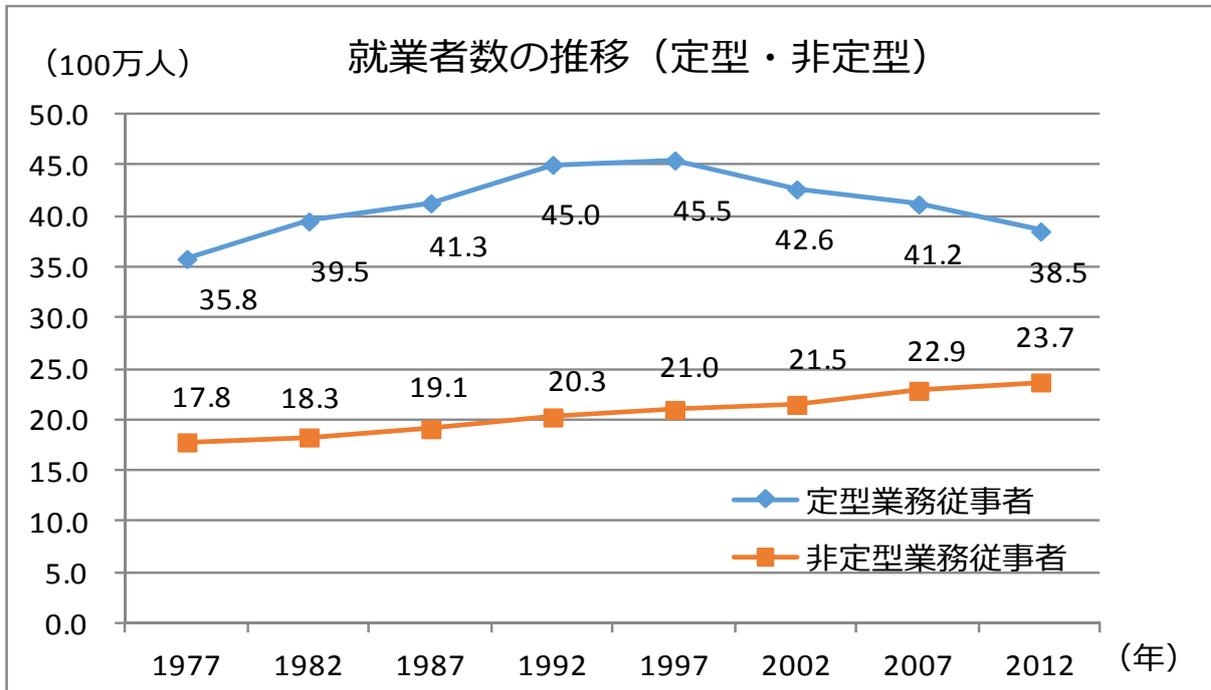
5) 非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。

6) 割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める割合。

3-8 就業者数の推移

【経済産業省「通商白書2016」】

定型業務従事者の減少が2000年前後から始まっている一方、非定型業務は一貫して増加を続けています。



※定型業務従事者:生産工程・労務作業、事務従事者、販売従事者、管理的職業従事者

非定型業務従事者:専門的・技術的職業従事者、サービス職業従事者、農林漁業作業、輸送・機械運転従事者、保安職業従事者

3-9 働き方改革の推進

【首相官邸ホームページ】

働き方改革の実現を目的とする実行計画の策定等に係る審議に資するため、「働き方改革実現会議」が設置されました。

『働き方改革実現会議』における 安部総理の発言抜粋

(平成28年9月27日)

「働き方改革」は、第三の矢、構造改革の柱となる改革であります。

いまこそ我々は必ずやり遂げるという強い意志を持って取り組んでいかなければならない、こう決意をしております。

「ニッポン一億総活躍プラン」抜粋 (平成28年6月2日閣議決定)

最大のチャレンジは働き方改革である。多様な働き方が可能となるよう、社会の発想や制度を大きく転換しなければならない。

『働き方改革実現推進室』の設置

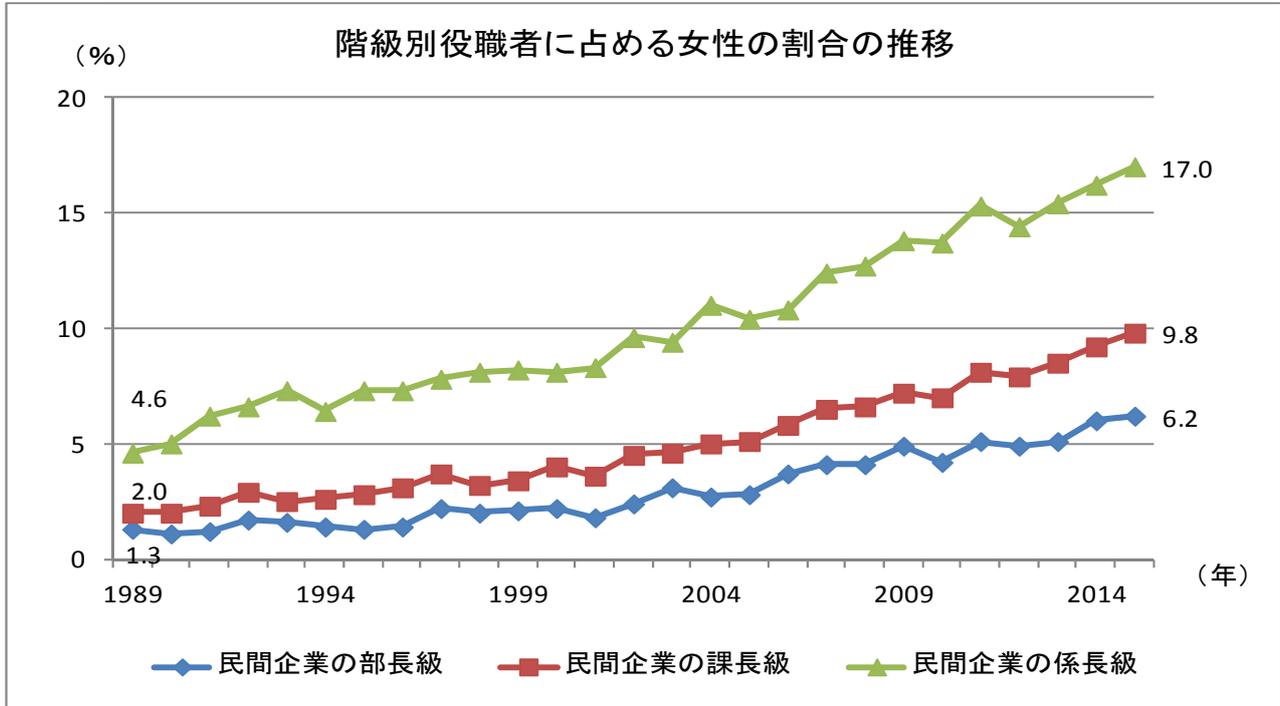
(平成28年9月27日)

働き方改革を実現するため、働き方改革実現会議に係る事務を処理し、働き方改革に係る具体的な実行計画の策定等に係る施策の企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理するため、働き方改革実現推進室を置く。



3-10 階級別役職者に占める女性の割合の推移【内閣府「男女共同参画白書平成28年度版」】

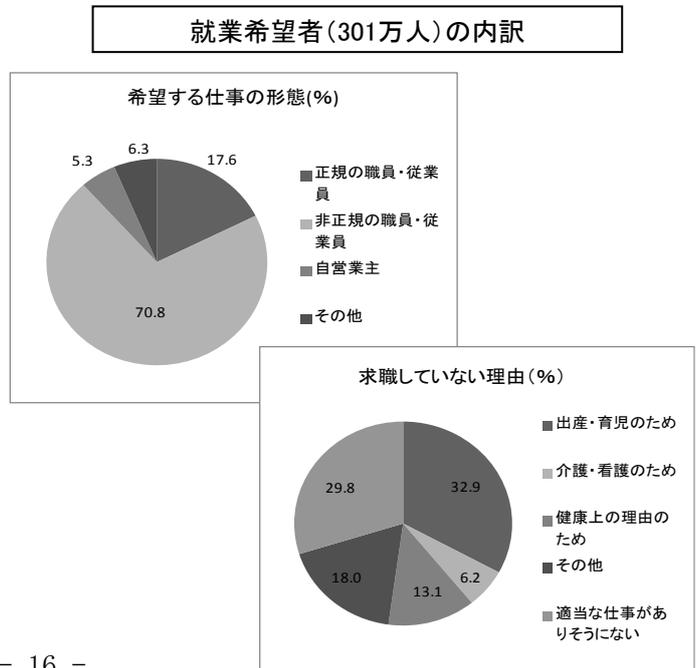
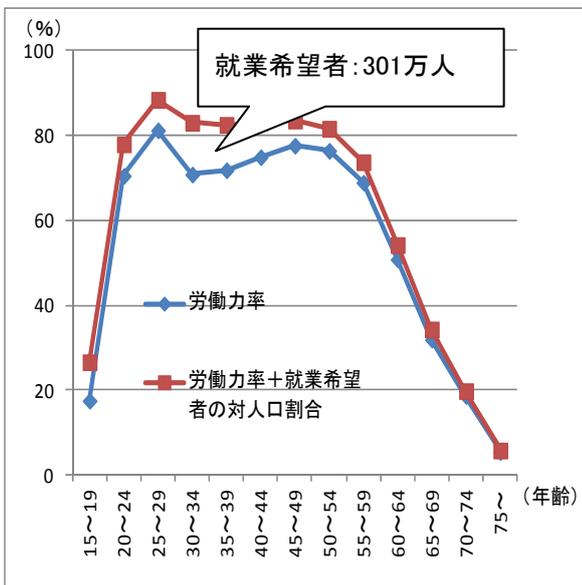
常用労働者100人以上を雇用する企業の労働者のうち役職者に占める女性の割合を階級別に見ると、長期的には上昇傾向にあります。上位の役職ほど女性の割合が低く、2015年は、係長級17.0%、課長級9.8%、部長級6.2%となっています。



3-11 女性の就業希望者の内訳

【内閣府「男女共同参画白書平成28年度版」】

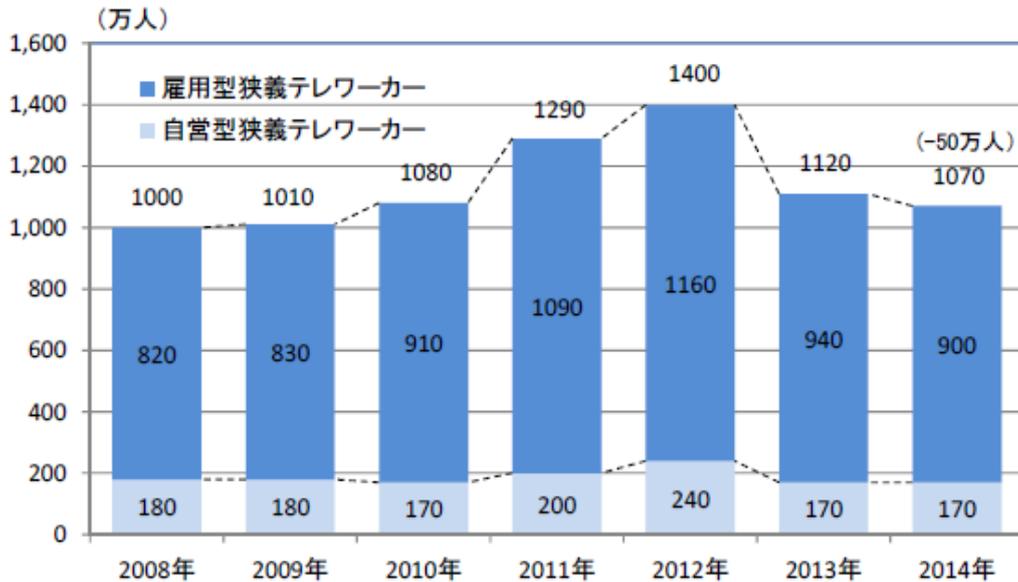
2015年における女性の非労働力人口2,887万人のうち、301万人が就業を希望していますが、就業の形態として「非正規の職員・従業員」を希望する人が70.8%を占めています。また、求職をしていない理由としては、「出産・育児のため」が最も多く32.9%となっています。



3-12 テレワーカー数の推移

【国土交通省「平成26年度テレワーク人口実態調査」】

(狭義) テレワーカー数は2011年以降急増し2012年には1,400万人に達しましたが、その後2年連続で減少に転じ、2014年には前年比約50万人減の1,070万人となっています。



狭義テレワーカー：ふだん収入を伴う仕事を行っている人の中で、仕事でICTを利用している人かつ、自分の所属する部署のある場所以外で、ICTを利用できる環境において仕事を行う時間が1週間あたり8時間以上である人。

雇用型：会社・官公庁・団体や自営業主に雇われている人、会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・幹事などの役員の人及び派遣社員、契約社員、嘱託、パート、アルバイトとして働いている人。

自営型：個人経営の事業主の人、農家や個人商店などで、仕事を手伝っている家族の人及び家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人。

3-13 外国人労働者の受入拡大

【入国管理局ホームページほか】

政府は国内での外国人人材育成を重視する新たな仕組みで受け入れの大幅増を目指すとし、人手不足分野と高度人材の2本柱で受け入れを検討しています。

『改正入管法』等の成立

(平成28年11月18日)

外国人労働者の受け入れを拡大するための法律が成立し、平成29年中に施行となる予定。

	現在の制度	実施予定の政策
高度人材	学歴や年収などに応じて日本での活動を優遇	「最短1年」で永住権
介護	協定を結ぶ一部の国から受け入れ	在留資格を新設(来年中)
建設	原則、技能実習のみ(東京五輪までの特例で2年間の延長許可)	2国間協定で受け入れ
農業	原則、技能実習のみ	特区で受け入れ
技能実習	最長3年間	最長5年間に(来年中)

国家戦略特区による取組み

○家事支援外国人材

(2015年7月特区法成立)

女性の活躍推進等のため、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能化

○創業外国人材

(2015年7月特区法成立)

創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を要件に、「経営・管理」の在留資格の基準(当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限(500万円)の投資額」等)を緩和

○クールジャパン外国人材

(2015年7月、2016年5月特区法成立)

アニメ・ゲーム等のクリエイターや和食料理人材など、クールジャパンに関わる外国人の活動を促進するための施策の推進、情報提供等を行う

4-1 水素社会の実現に向けて

【経済産業省「水素・燃料電池戦略ロードマップ改訂版」

(独) 産業技術総合研究所・川崎市公表資料】

国の水素・燃料電池戦略ロードマップ（2014年6月策定）では、水素社会の実現に向けて、「水素利用の飛躍的拡大」、「水素発電の本格導入／大規模な水素供給システムの確立」、「トータルでのCO2フリー水素供給システムの確立」の3つのステップで産学官の取組を進めることとされています。

1. 省エネルギー	▶ 燃料電池の活用によって高いエネルギー効率を実現することで、大幅な省エネルギーにつなげる。
2. エネルギーセキュリティ	▶ 水素は、①副生水素、原油随伴ガス、褐炭といった未利用エネルギーや、再生可能エネルギーを含む多様な一次エネルギー源から製造が可能であること、②今後、こうしたエネルギーを地政学的リスクの低い地域等から安価に調達できる可能性がある（国内の再エネを活用することでエネルギーの自給率向上につながる可能性もある）ことから、エネルギーセキュリティの向上につなげる。
3. 環境負荷低減	▶ 水素は利用段階でCO2を排出しないことから、水素の製造時にCCS（二酸化炭素回収・貯留技術）を組み合わせ、又は再生可能エネルギー由来水素を活用することで、環境負荷低減、更にはCO2フリーにつなげる。
4. 産業振興・地域活性化	▶ 日本の燃料電池分野の特許出願件数は世界一位で、二位以下と比べて5倍以上と、諸外国を引き離しているなど、日本が強い競争力を持つ分野。また、水素製造等については、再生可能エネルギー等の地域資源を活用可能。

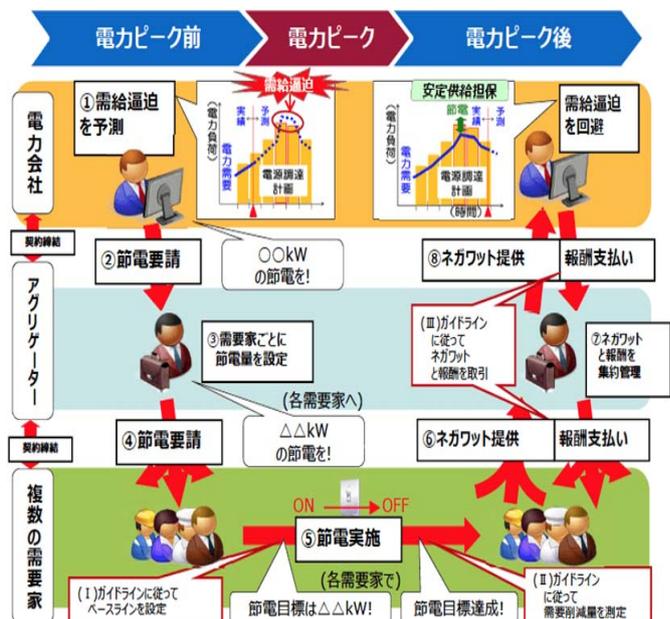


4-2 ネガワット取引市場の創設

【資源エネルギー庁作成資料】

2017年中に予定されているネガワット取引市場の創設に向けて、経済産業省ではガイドラインを改定しました。

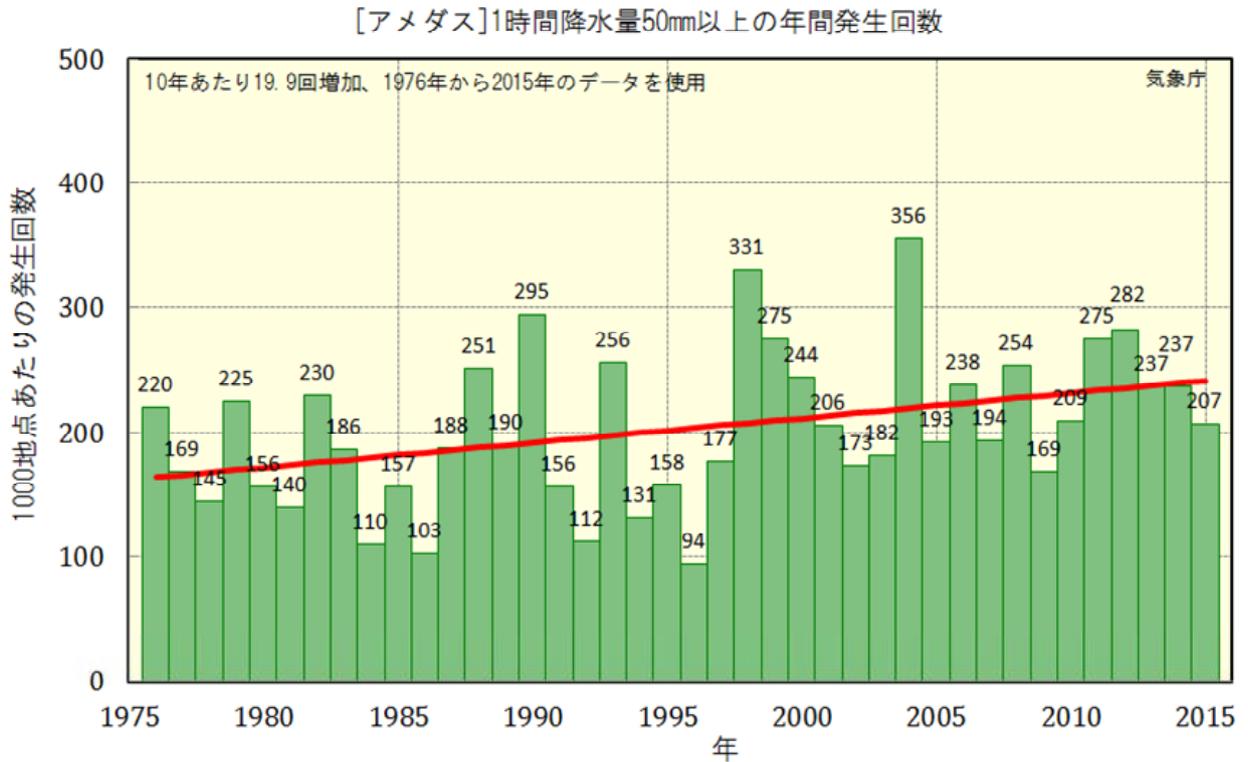
ネガワット取引	
概要	電力会社との間であらかじめピーク時などに節電する契約を結んだ上で、電力会社からの依頼に応じて節電した場合に対価を得る仕組み
メリット	契約によるため、効果が確実
デメリット	比較的手間がかかり、小口需要家への適用が困難



4-3 降水量50mm以上の年間発生回数の推移

【気象庁作成資料】

「1時間降水量が50mm以上の年間発生回数」は、最近40年で増加傾向にあります。

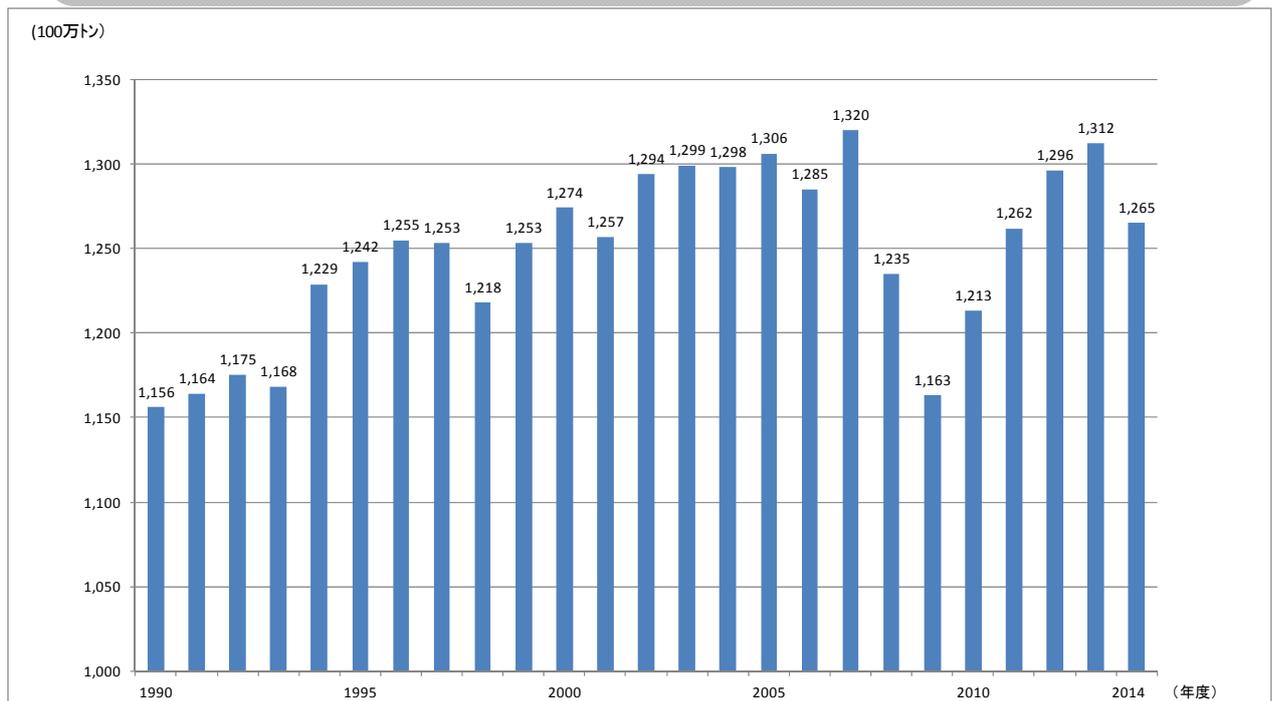


4-4 二酸化炭素排出量の推移

【国立研究開発法人国立環境研究所、地球環境研究センター「温室効果ガスインベントリオフィス」】

温室効果ガスの90%以上（二酸化炭素換算）を占める二酸化炭素の排出量は増加傾向にありましたが、2007年を境として減少に転じました。

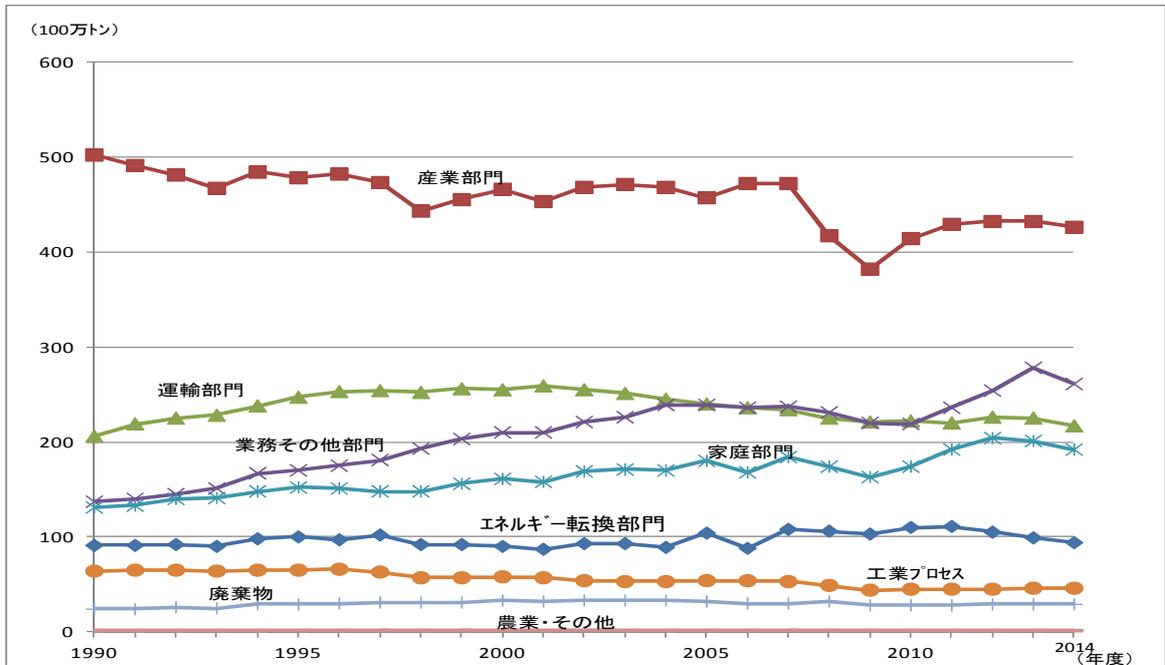
2010年以降再び増加傾向となったものの、2014年は前年に比べ減少しました。



4-5 部門別二酸化炭素排出量の推移

【国立研究開発法人国立環境研究所、地球環境研究センター
「温室効果ガスインベントリオフィス」】

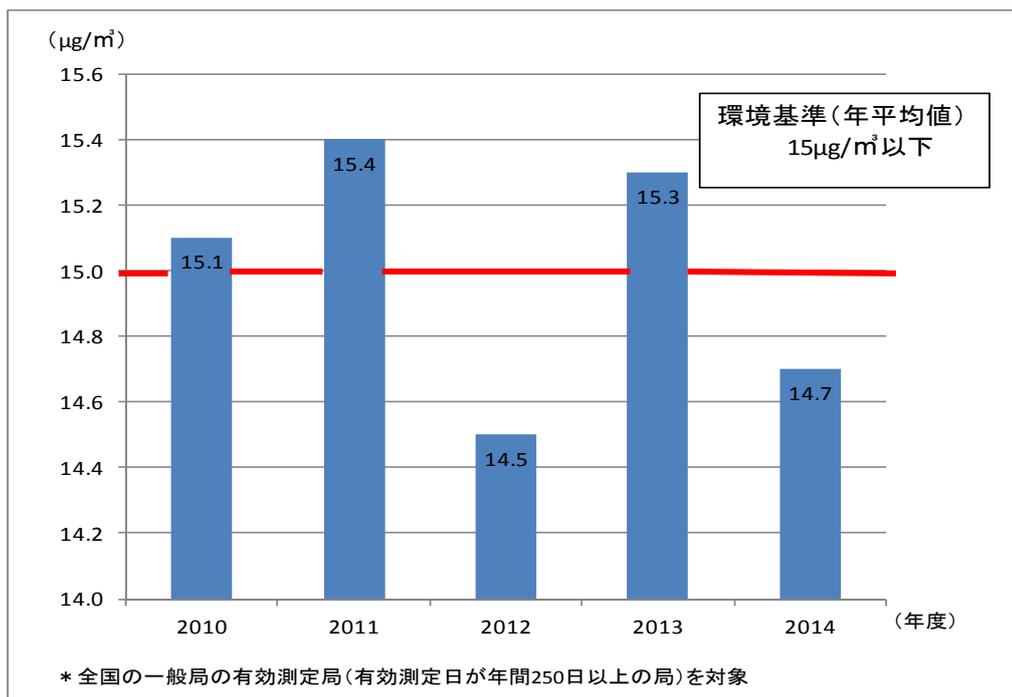
部門別の二酸化炭素排出量は産業部門が最も多いものの、1990年以降は減少傾向にあります。業務その他部門や家庭部門は1990年以降増加傾向にありましたが、近年は減少傾向にあります。



4-6 微小粒子状物質 (PM2.5) の年平均値

【環境省「環境統計集」】

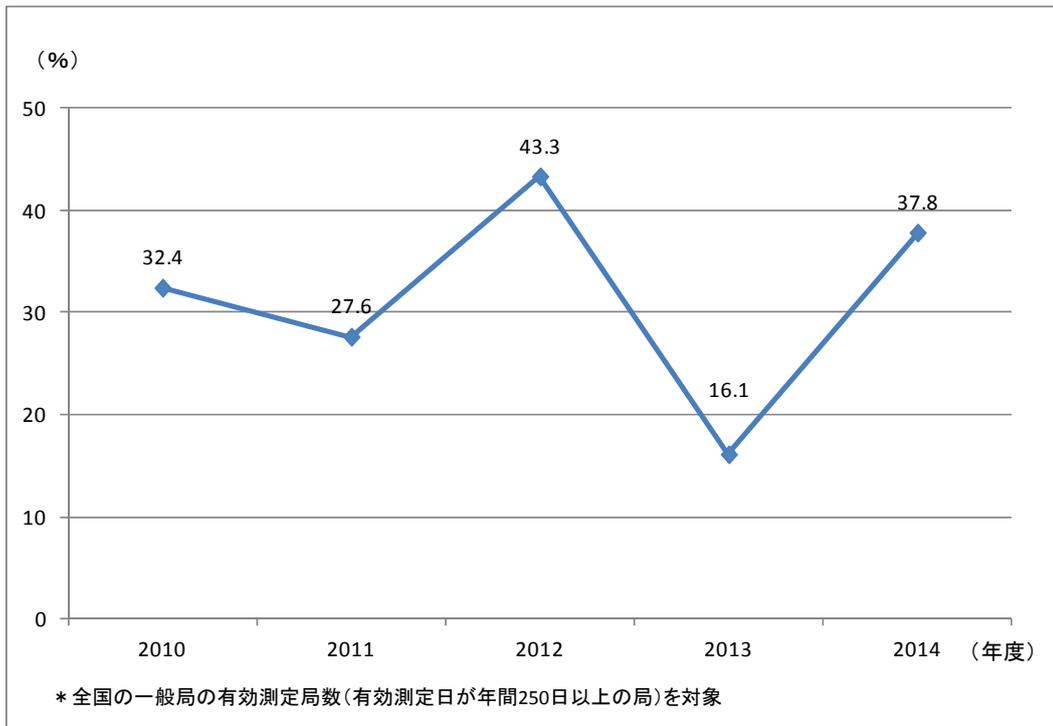
全国の一般局（住宅地等の一般的な生活空間における大気汚染物質を測定している観測局）での年平均値は、環境基準を安定的に下回る状況にはありません。



4-7 微小粒子状物質 (PM2.5) の環境基準達成率

【環境省「環境統計集」】

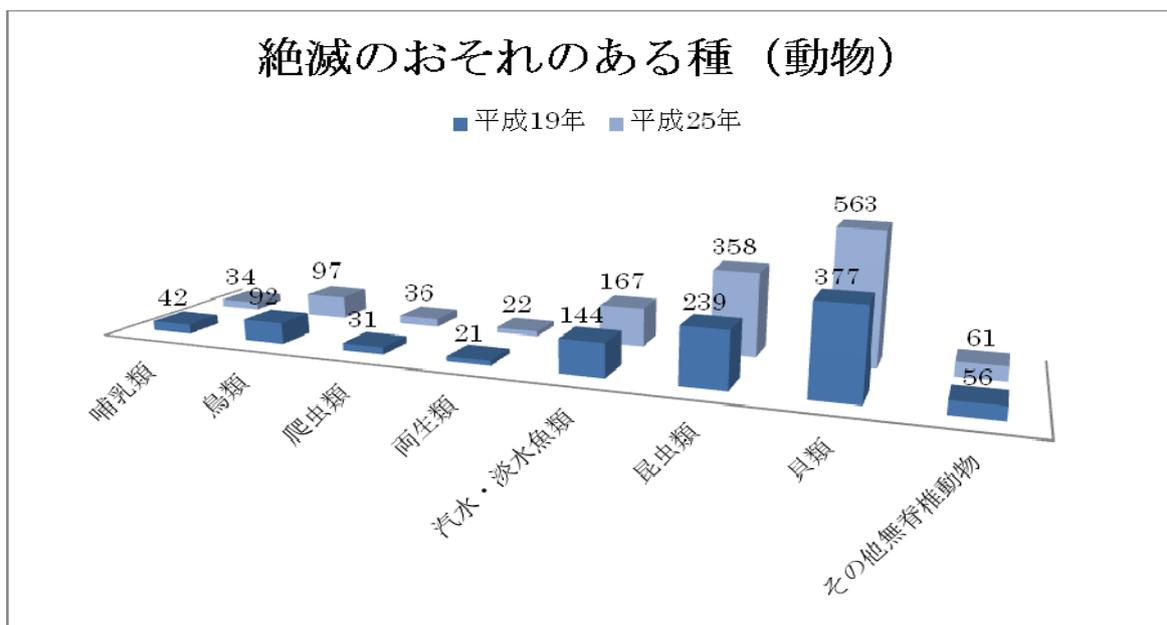
全国の一般局（住宅地等の一般的な生活空間における大気汚染物質を測定している観測局）での環境基準達成率は、年次変動が大きい状態が続いています。



4-8 絶滅のおそれのある動物種数

【環境省「第4次レッドリスト掲載種数表」】

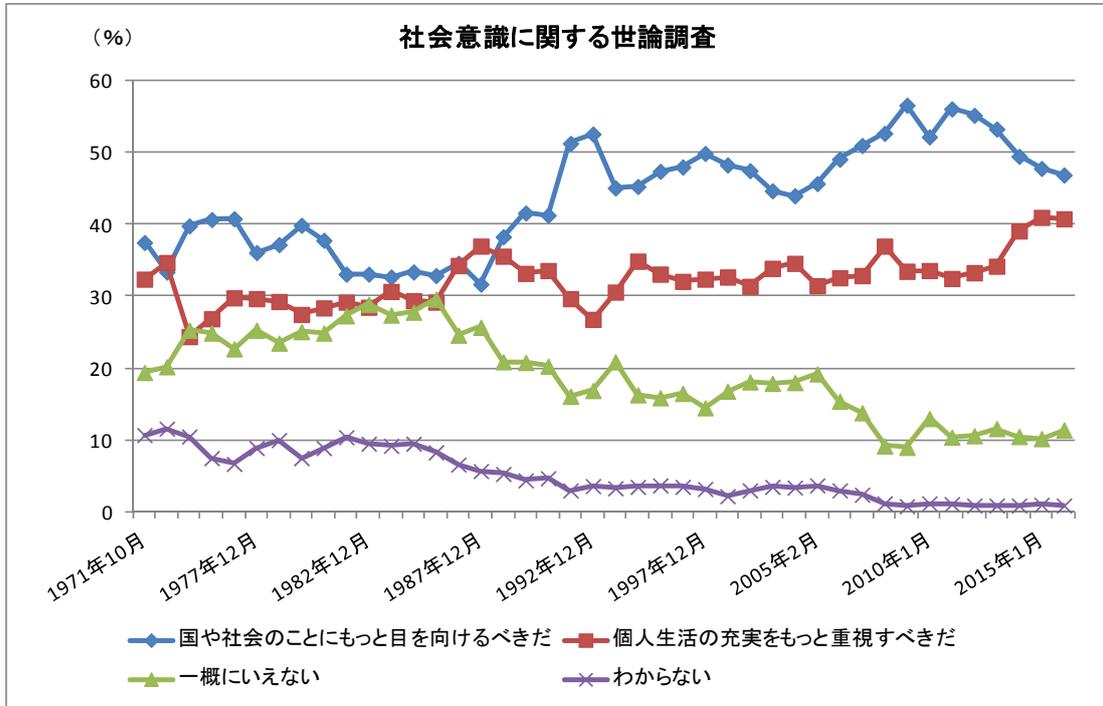
平成25年に環境省が公表した第4次レッドリストによると、評価対象の約42,000種のうち1,338種が絶滅危惧種とされ、第3次レッドリストよりも336種増加しています。



5-1 社会意識に関する世論調査（社会志向か個人志向か）

【内閣府「世論調査」】

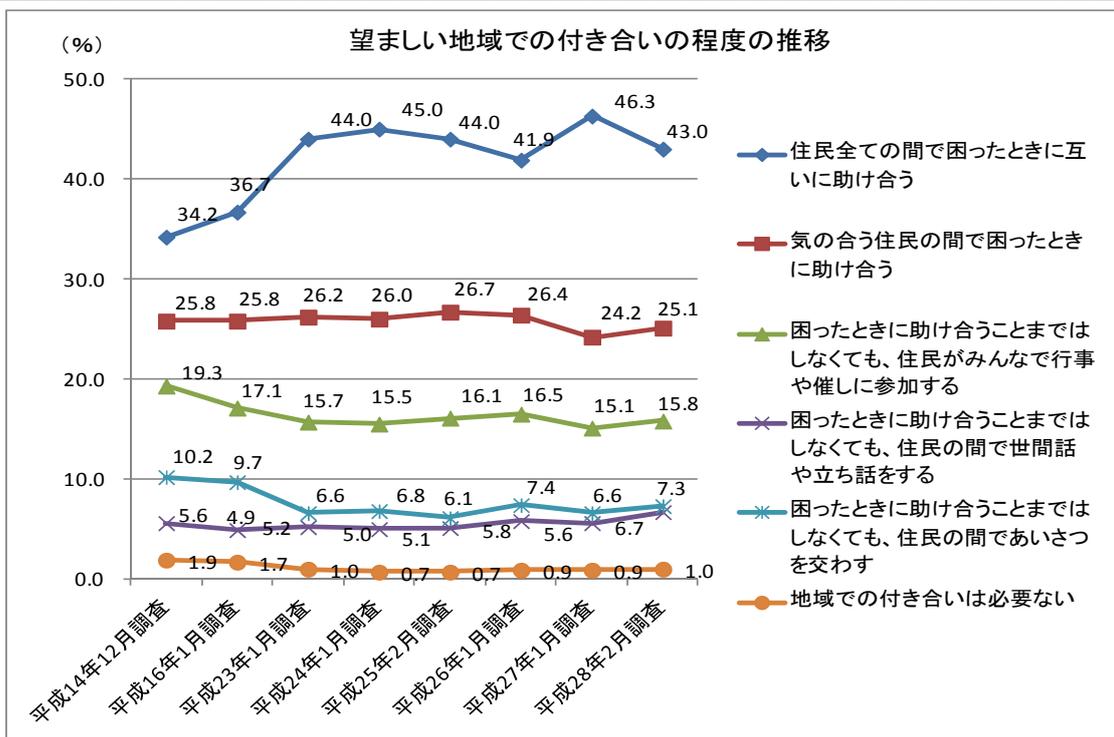
1988年12月調査以降、「国や社会のことにもっと目を向けるべきだ」と考える人の割合が「個人生活の充実をもっと重視すべきだ」と考える人の割合を上回っていますが、近年その差が縮まってきています。



5-2 社会意識に関する世論調査（望ましい地域での付き合いの程度）

【内閣府「世論調査」】

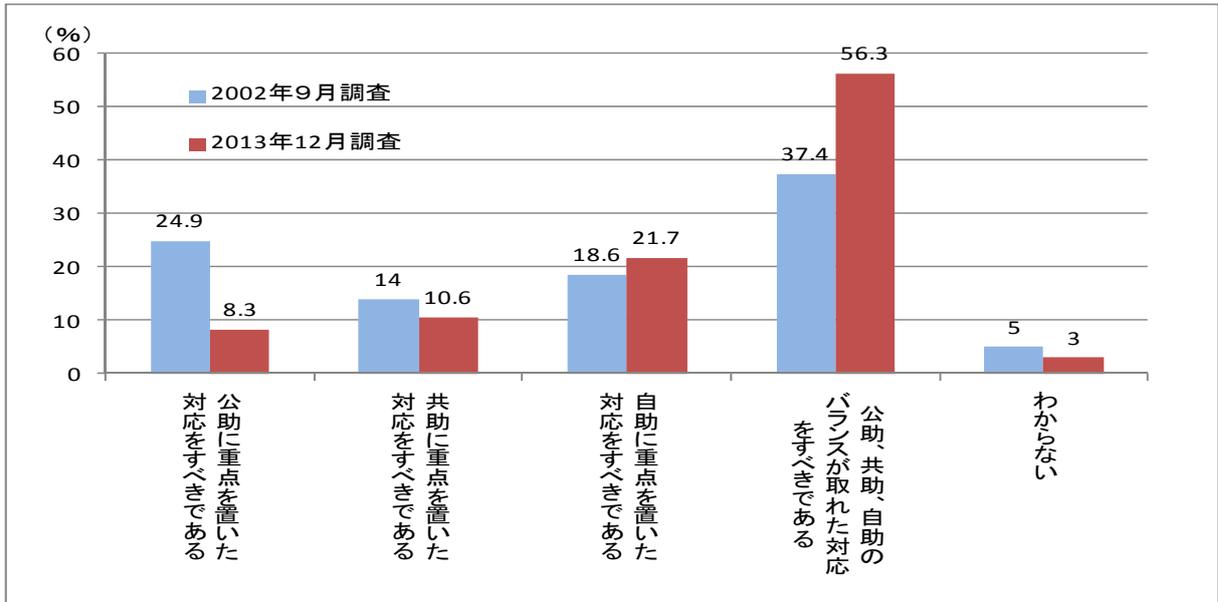
平成28年の調査によると、「住民全ての間で困ったときに互いに助け合う」と回答した割合は43%であり、前回調査と比較すると、全体に占める割合は低下したものの最も大きい割合となっています。



5-3 防災に関する世論調査（重点を置くべき防災対策（自助、共助、公助））

【内閣府「防災に関する世論調査」】

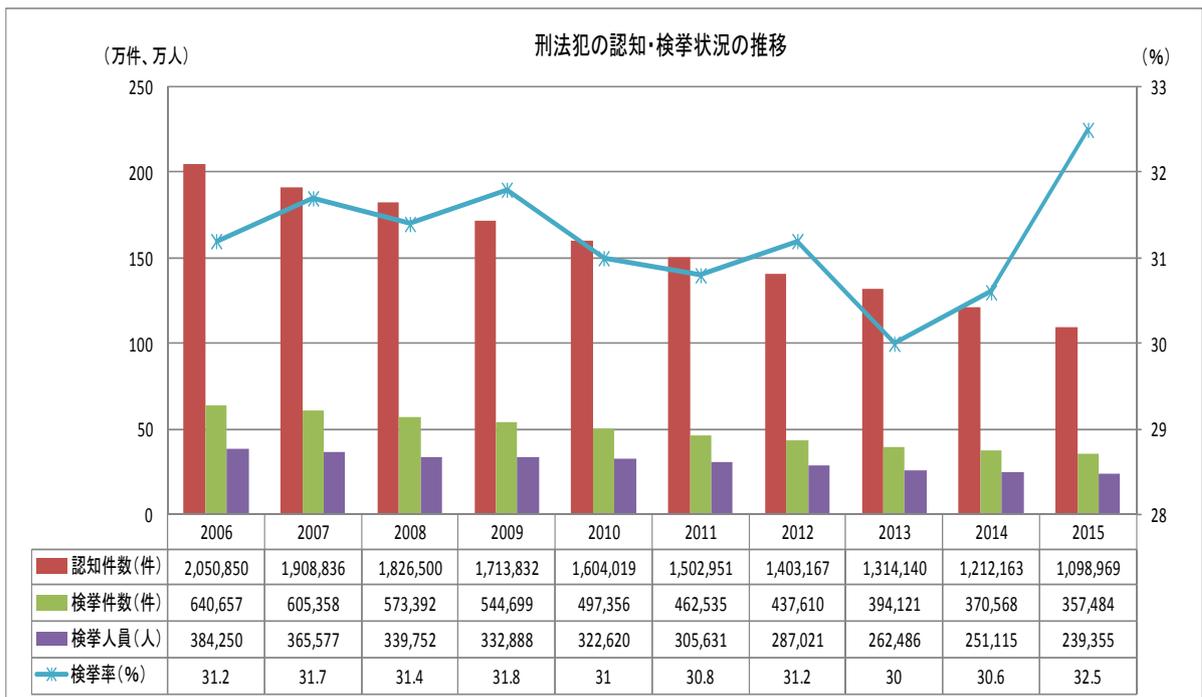
2013年の調査を前回の調査結果と比較して見ると、「公助に重点を置いた対応をすべきである」、「共助に重点を置いた対応をすべきである」と答えた者の割合が低下し、「自助に重点を置いた対応をすべきである」、「公助、共助、自助のバランスが取れた対応をすべきである」と答えた者の割合が上昇しています。



5-4 刑法犯の認知・検挙状況の推移

【警察庁「平成28年警察白書」】

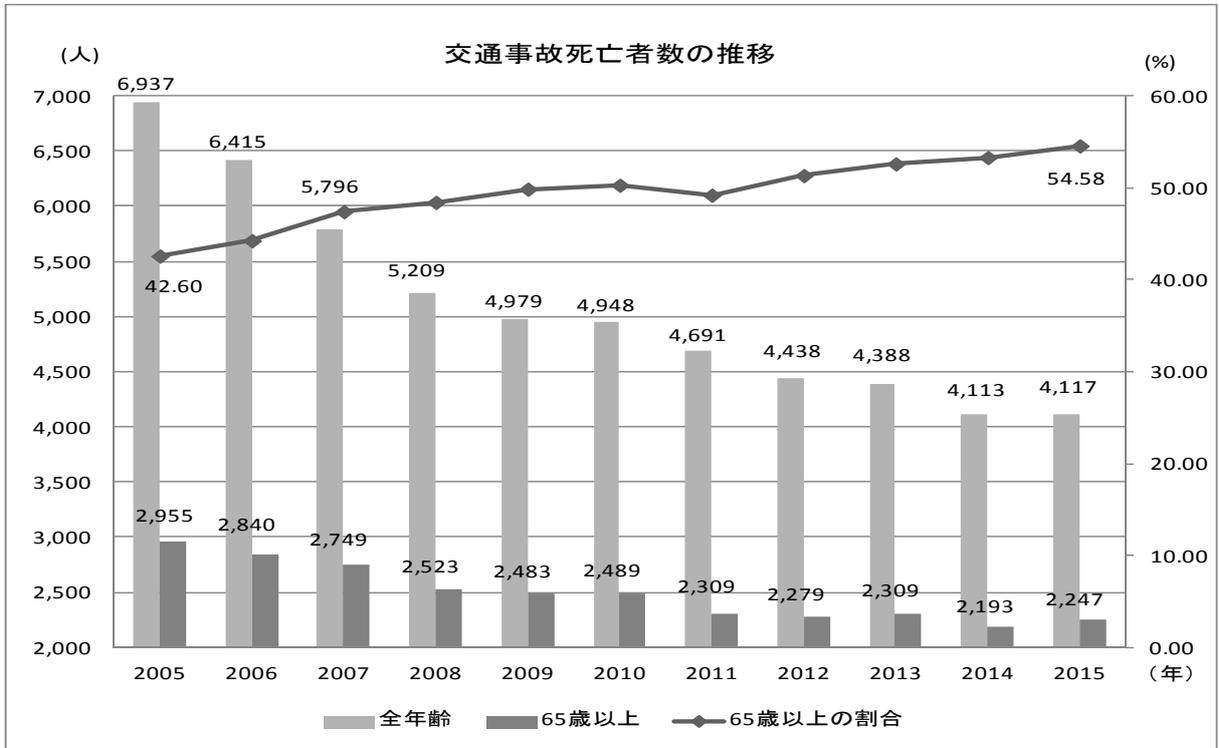
認知件数、検挙件数、検挙人員は減少傾向にあります。検挙率は2006年から増減を繰り返しつつほぼ横ばいに推移していましたが、2014年からは上昇傾向にあります。



5-5 交通事故死亡者数の推移

【警察庁「交通事故統計」】

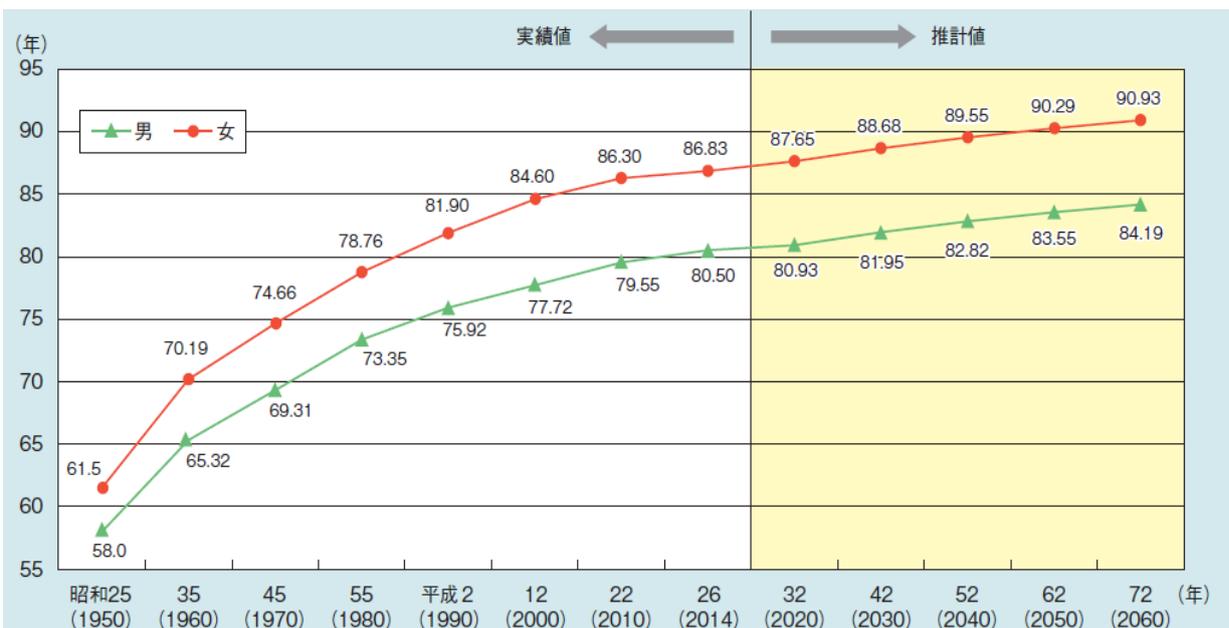
交通事故による死亡者は減少してきていますが、65歳以上の高齢者の割合が増加しています。



5-6 平均寿命の推移と将来推計

【内閣府「平成28年版高齢社会白書」】

平均寿命は平成26年時点で男性が80.50歳、女性が86.83歳となっています。平成72年には男性が84.19歳、女性が90.93歳となり、女性の平均寿命は90歳を超えると推計されています。

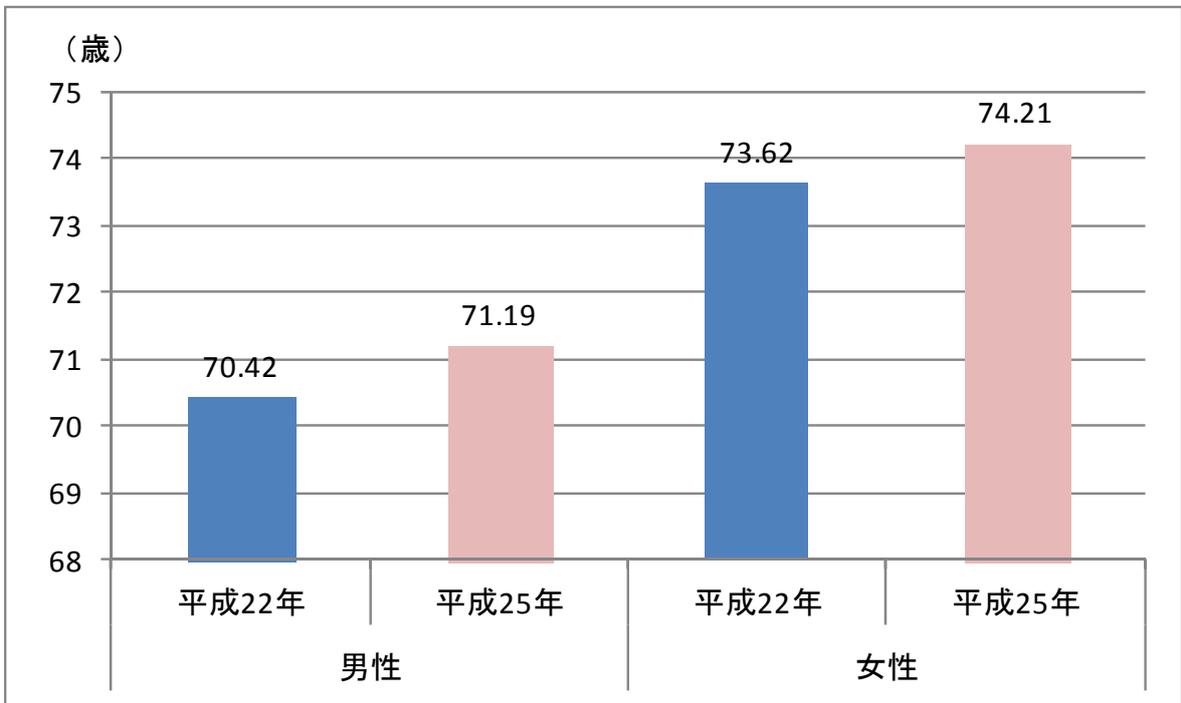


資料：1950年及び2014年は厚生労働省「簡易生命表」、1960年から2010年までは厚生労働省「完全生命表」、2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果
 (注) 1970年以前は沖縄県を除く値である。0歳の平均余命が「平均寿命」である。

5-7 健康寿命の推移

【健康日本21（第二次）の推進に関する研究資料】

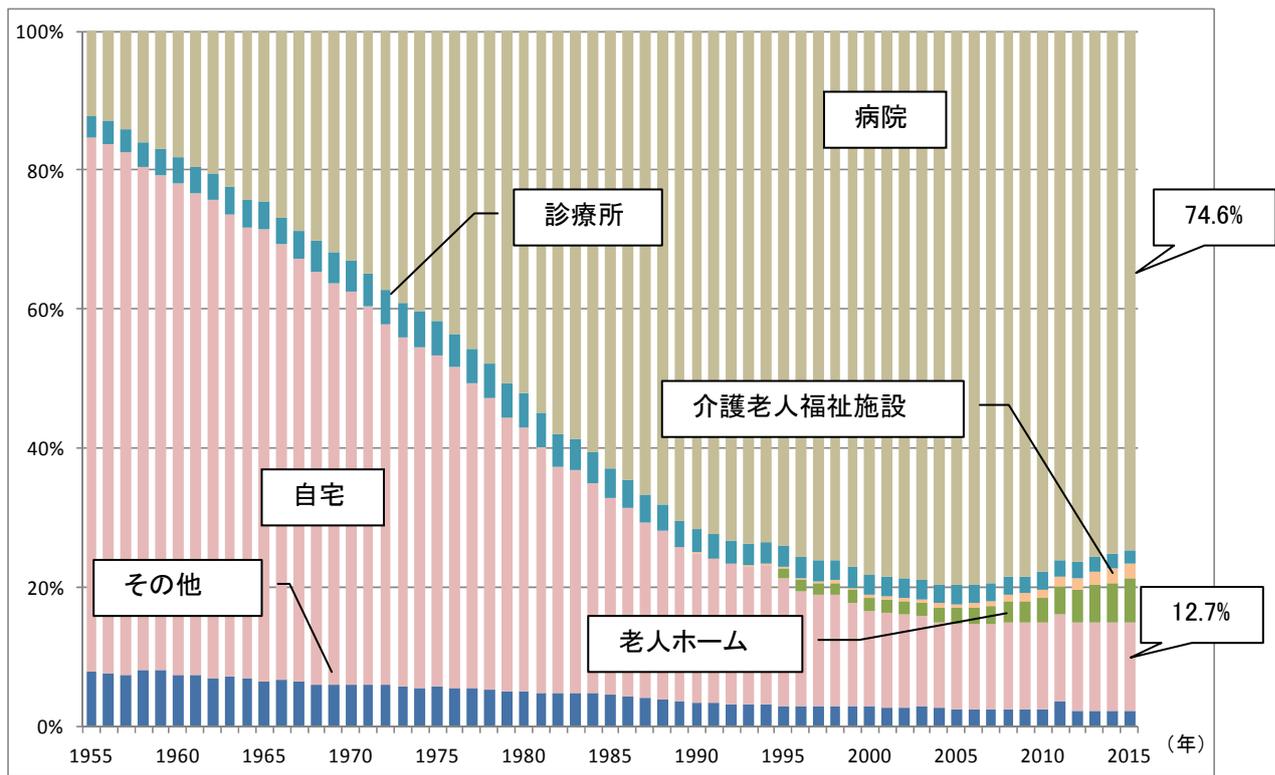
健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）は、男女ともに前回調査時点よりも延伸しています。



5-8 死亡場所の推移

【厚生労働省資料】

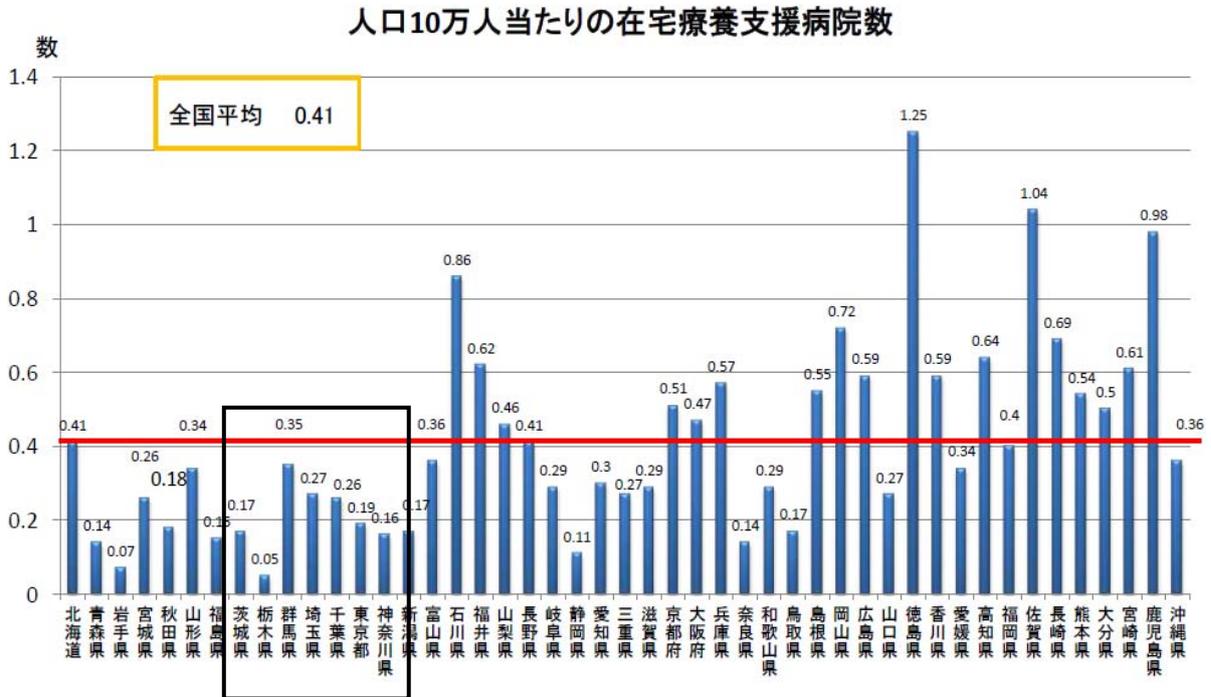
2015年の死亡場所は病院が74.6%、自宅は12.7%となっています。病院の割合が減少傾向にある一方で、介護老人福祉施設や老人ホームの割合は増加傾向にあります。



5-9 人口10万人当たりの在宅療養支援病院数の状況

【厚生労働省作成資料】

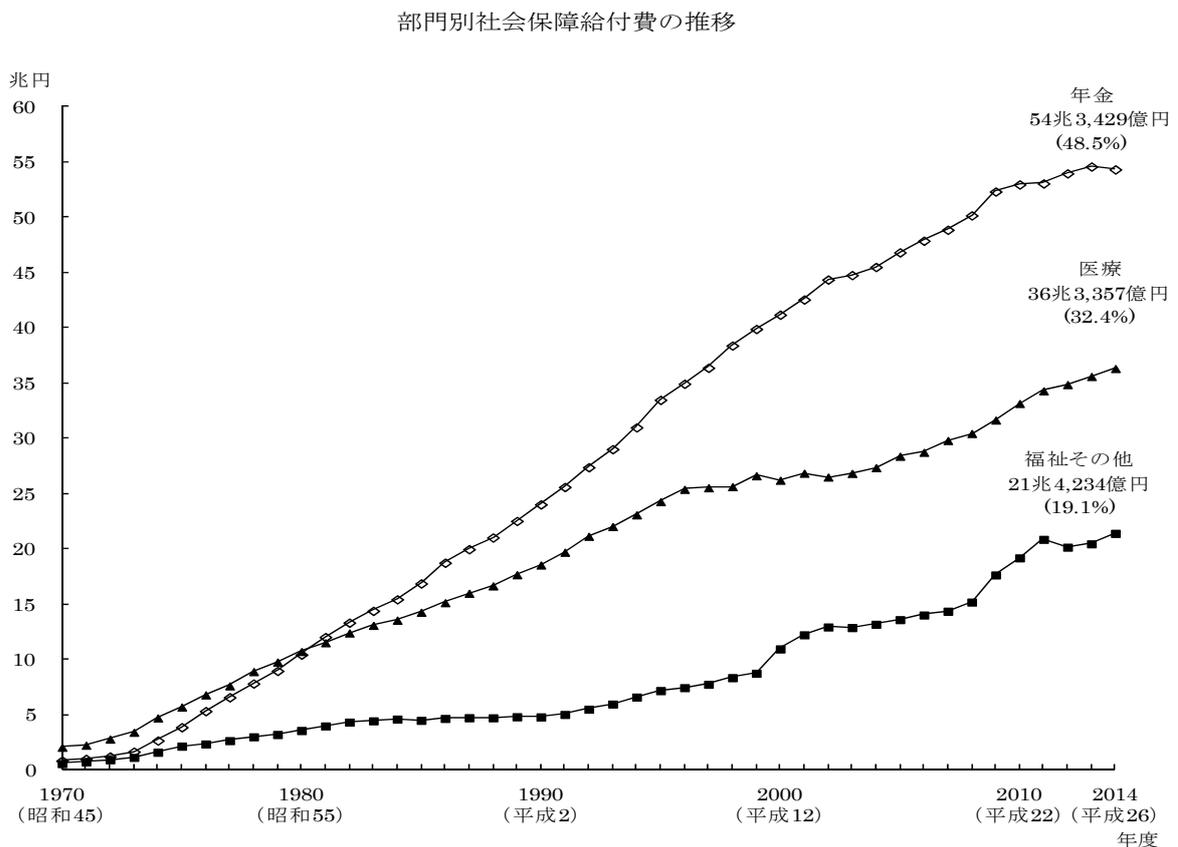
人口10万人当たりの在宅療養支援病院は全国平均で0.41となっています。
関東地方の都県は平均より低い状況となっています。



5-10 社会保障給付費の状況

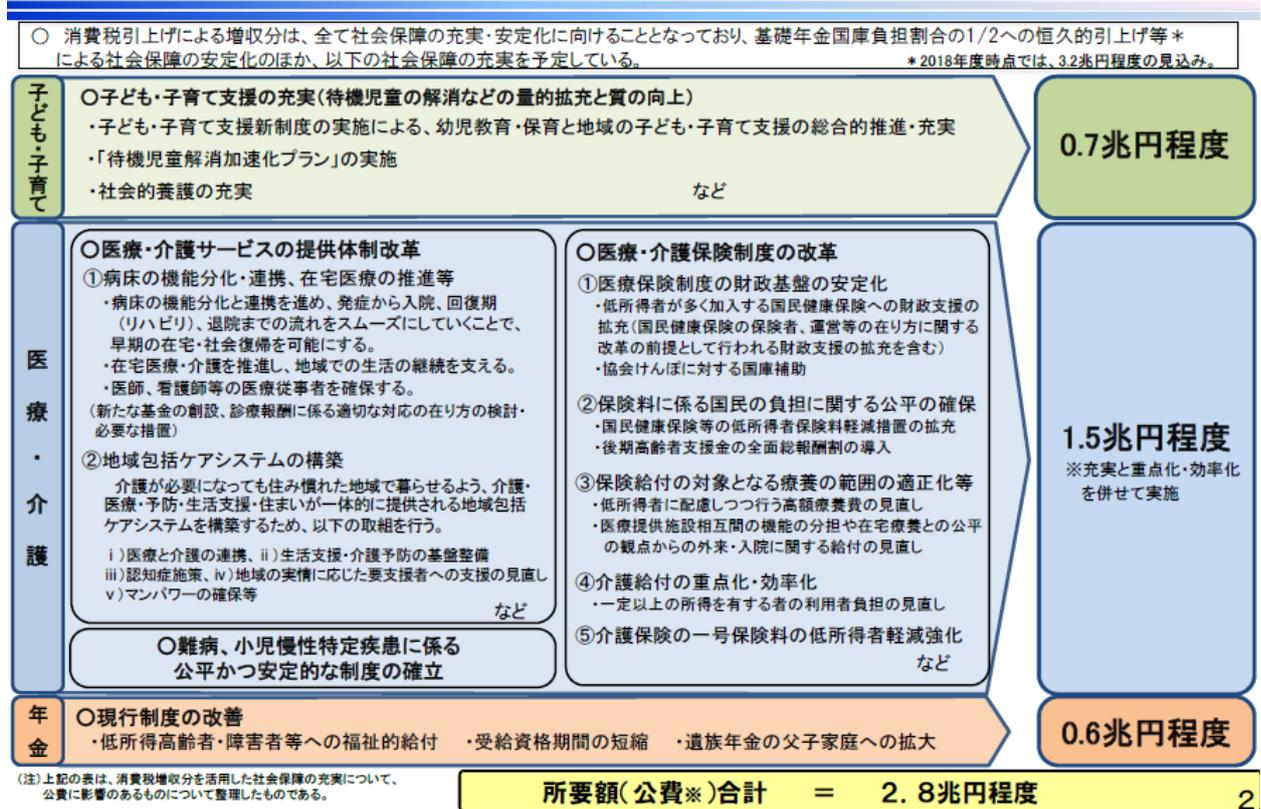
【内閣官房「社会保障制度改革国民会議報告書」】

年金・医療等の社会保障給付費は増え続けています。



平成25年12月に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立し、社会保障・税一体改革による社会保障制度改革が進められています。
 ※消費税率の10%への引上げ時期を平成31年10月1日に変更（平成28年8月24日閣議決定）

社会保障の「充実」の全体像



(注)上記の表は、消費税増収分を活用した社会保障の充実について、公費に影響のあるものについて整理したものである。

社会保障・税一体改革による社会保障の充実に係る実施スケジュールについて

○ 消費税率の10%への引上げを平成29年4月から実施することを踏まえ、社会保障の充実を「基本方針」(平成26年12月24日閣議決定※)に沿って着実に推進。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
消費税	●8%への引上げ			●10%への引上げ	
子ども・子育て支援		●予定通り27年4月から実施	子ども・子育て支援新制度		
		●育児休業中の経済的支援の強化			
医療・介護	●診療報酬改定	●介護報酬改定	●診療報酬改定		●診療報酬改定 ●介護報酬改定
	●(医療分)	●(介護分)	地域医療介護総合確保基金		
	●国保等の低所得者保険料軽減措置の拡充		国保への財政支援の拡充		
		●高額療養費の見直し		○後期高齢者の保険料軽減特例の見直し	
		●地域支援事業の充実			
	一部実施	●介護保険1号保険料の低所得者軽減強化	●完全実施		
		●難病・小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立等			
年金			○消費税率引上げ延期を踏まえ、29年4月から実施	●年金生活者支援給付金	平成31年中に財政検証
			●遺族基礎年金の父子家庭への拡大	●受給資格期間の短縮	

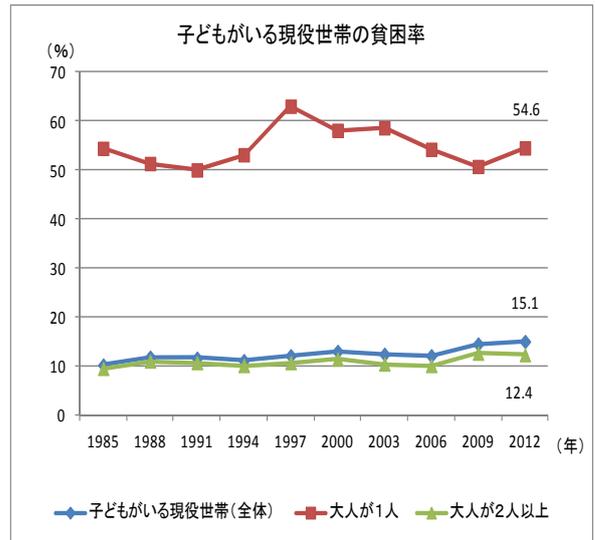
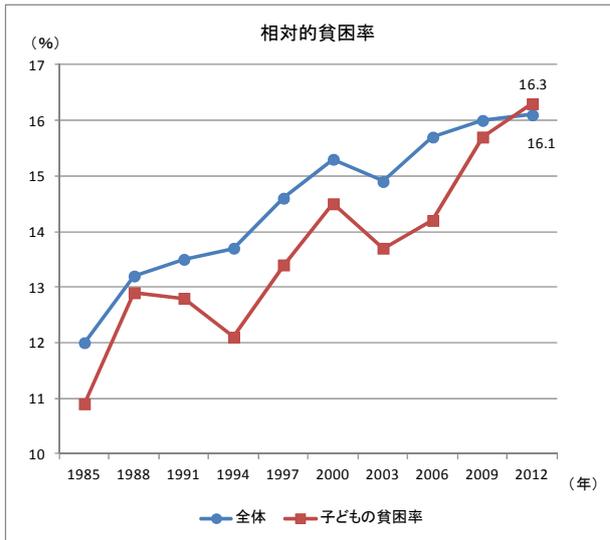
※「基本方針」(平成26年12月24日閣議決定)抜粋

消費税率10%の実現は平成29年4月となるが、子育て支援、医療、介護など社会保障の充実については、可能な限り、予定通り実施する。誰もが安心できる持続可能な社会保障制度の確立を目指し、引き続き、その改革に取り組む。

5-12 相対的貧困率の推移

【内閣府「平成26年度版子ども・青少年白書」
厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」】

2012年の調査によると、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は16.1%、「子どもの貧困率」（17歳以下）は16.3%となっており、1985年以降で初めて子どもの貧困率が全体を上回りました。また、子どもがいる現役世帯の相対的貧困率のうち、大人が1人の世帯の相対的貧困率が54.6%と、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっています。

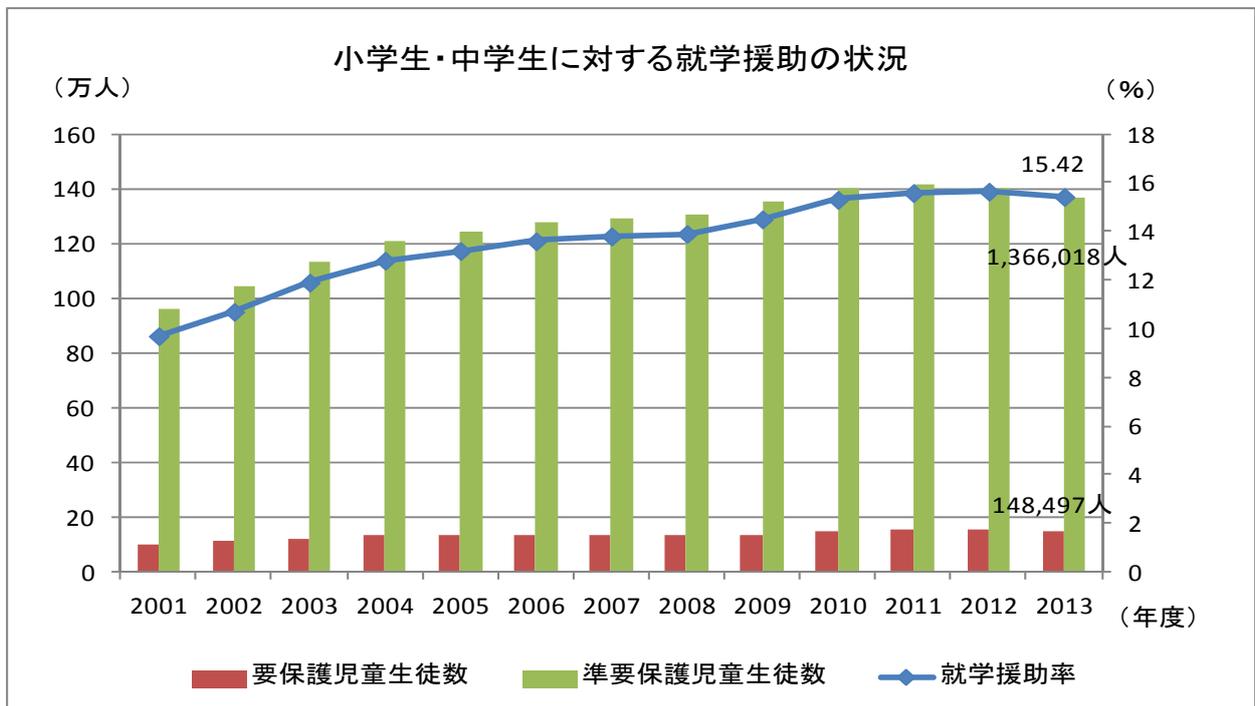


5-13 小学生・中学生に対する就学援助の状況

【内閣府「平成26年度版子ども・青少年白書」
厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」】

経済的理由により就学困難と認められ就学援助を受けている小学生・中学生の人数、及び就学援助率*は近年増加傾向にありますが、2013年度は若干減少しました。

*公立小中学校児童生徒の総数に占める就学援助受給者（要保護児童生徒数と準要保護児童生徒数の合計）の割合

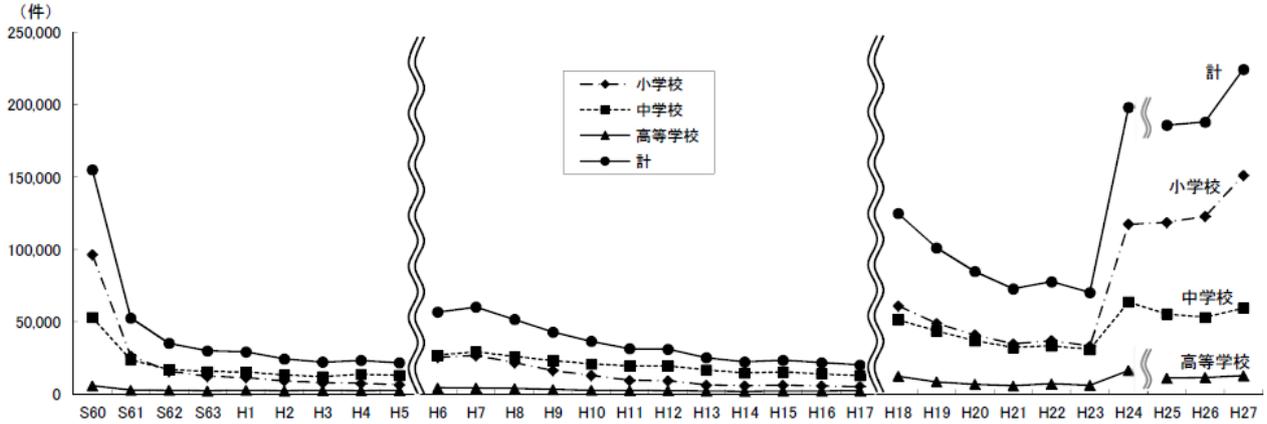


5-14 いじめの認知（発生）件数、いじめ認知（発生）率の推移

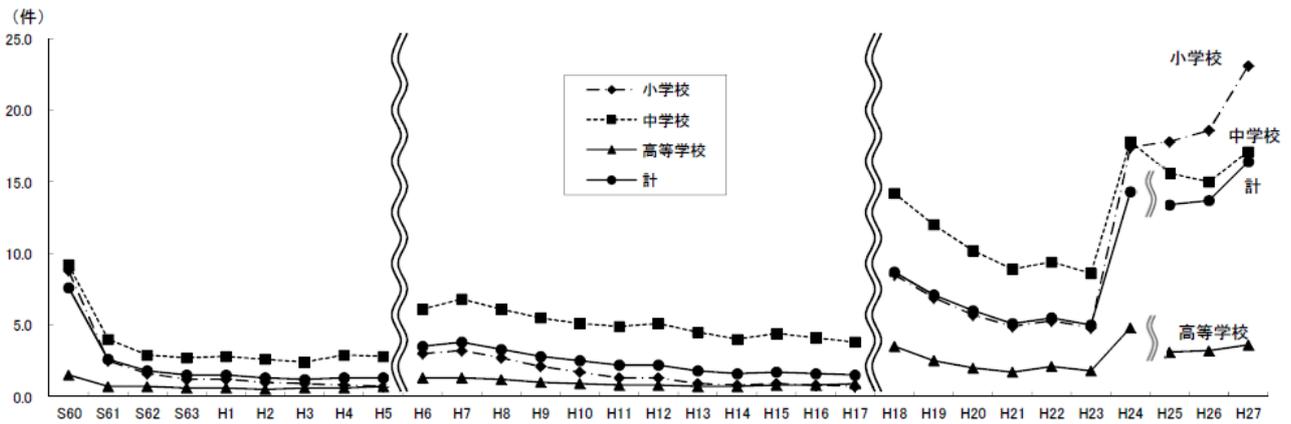
【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」】

いじめの認知（発生）件数、いじめの認知（発生）率ともに、小学校、中学校、高等学校のすべてにおいて平成23年以降増加傾向にあります。

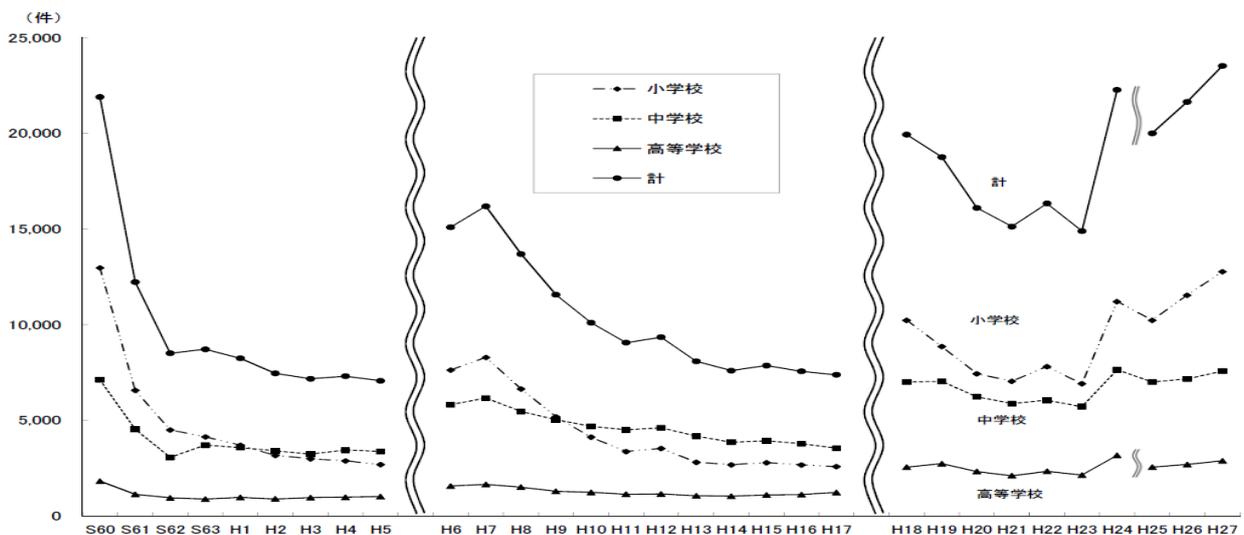
<参考1> いじめの認知（発生）件数の推移



<参考2> いじめの認知（発生）率の推移（1,000人当たりの認知件数）



<参考3> いじめの認知（発生）学校数の推移

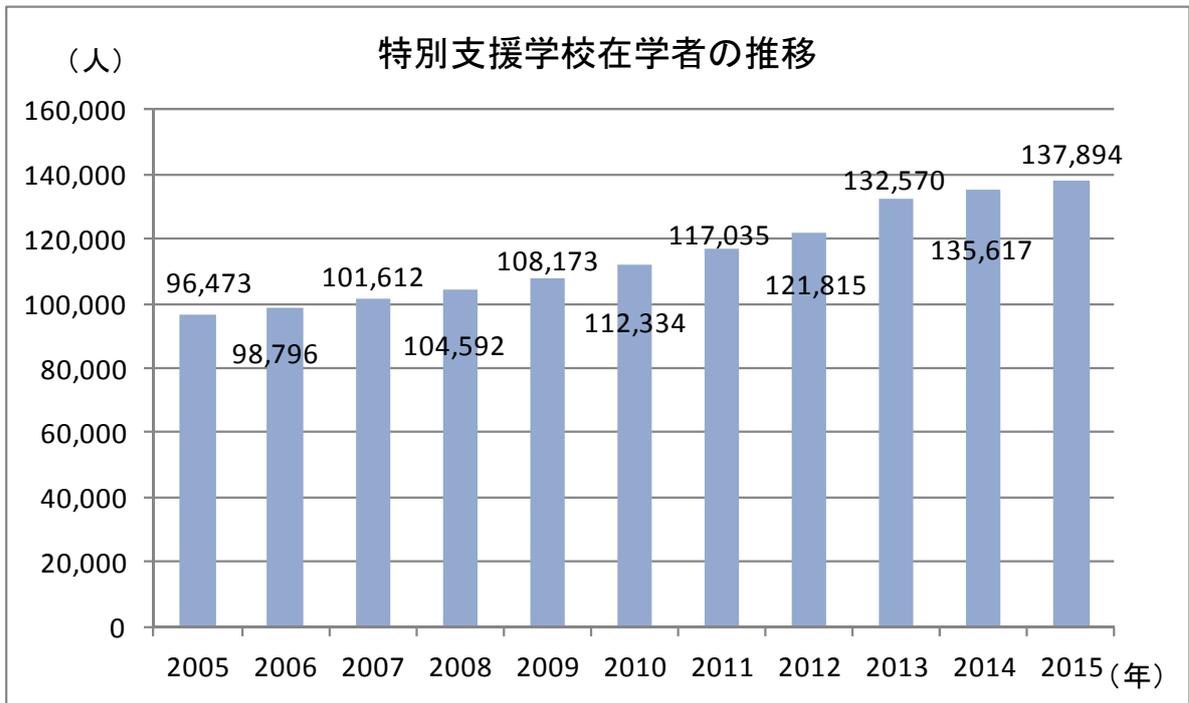


(注1) 平成5年度までは公立小・中・高等学校を調査。平成6年度からは特殊教育諸学校、平成18年度からは国私立学校、中等教育学校を含める。
 (注2) 平成6年度及び平成18年度に調査方法等を改めている。
 (注3) 平成17年度までは発生件数、平成18年度からは認知件数。
 (注4) 平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める

5-15 特別支援学校在学者数の推移

【文部科学省調査】

特別支援学校在学者数は増加し、2015年には137,894人に達しています。



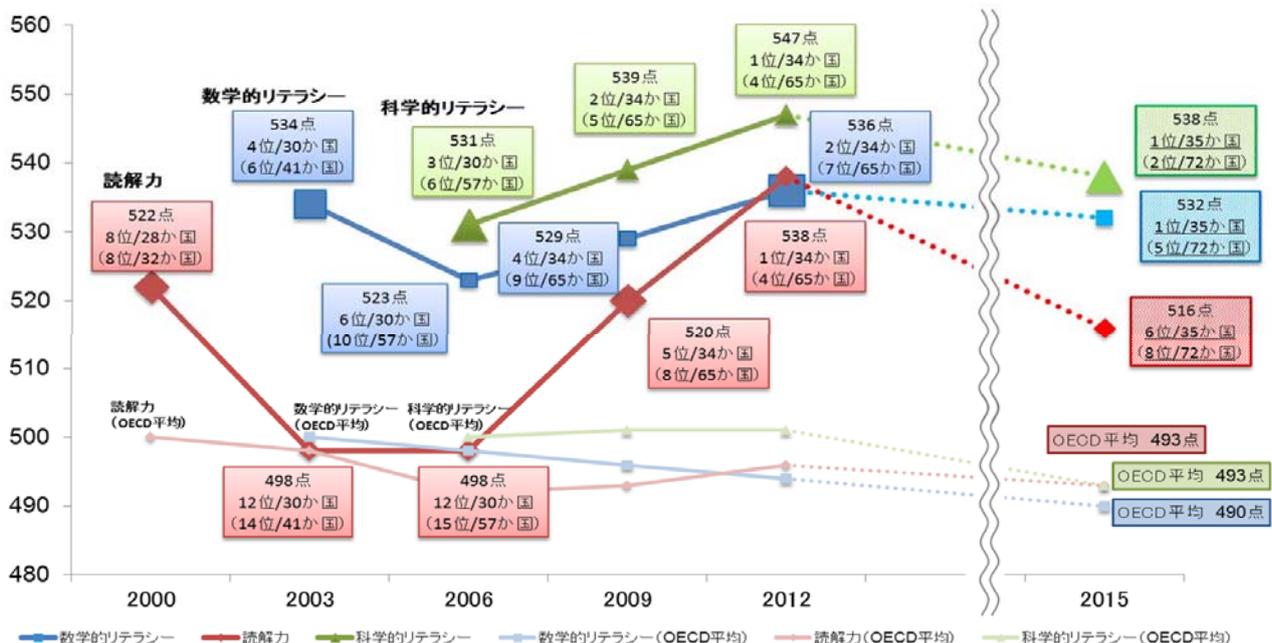
5-16 OECD生徒の学習到達度調査（PISA 2015）結果の推移

【国立教育研究所資料】

科学的リテラシー、読解力、数学的リテラシーの各分野において、日本は国際的に見ると引き続き平均得点が高い上位グループに位置しています。一方で、前回調査と比較して、読解力の平均得点が特に低下しています。

(平均得点)

日本の平均得点及び順位の推移



5-17 建設後50年以上経過したインフラの割合

【国土交通省作成資料】

高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等について、今後20年で建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなります。
 (道路橋平成25年:約18%→平成45年:約67%、トンネル平成25年:約20%→平成45年:約50%、河川管理施設平成25年:約25%→平成45年:約64%など)

建設後50年以上経過する社会資本の割合

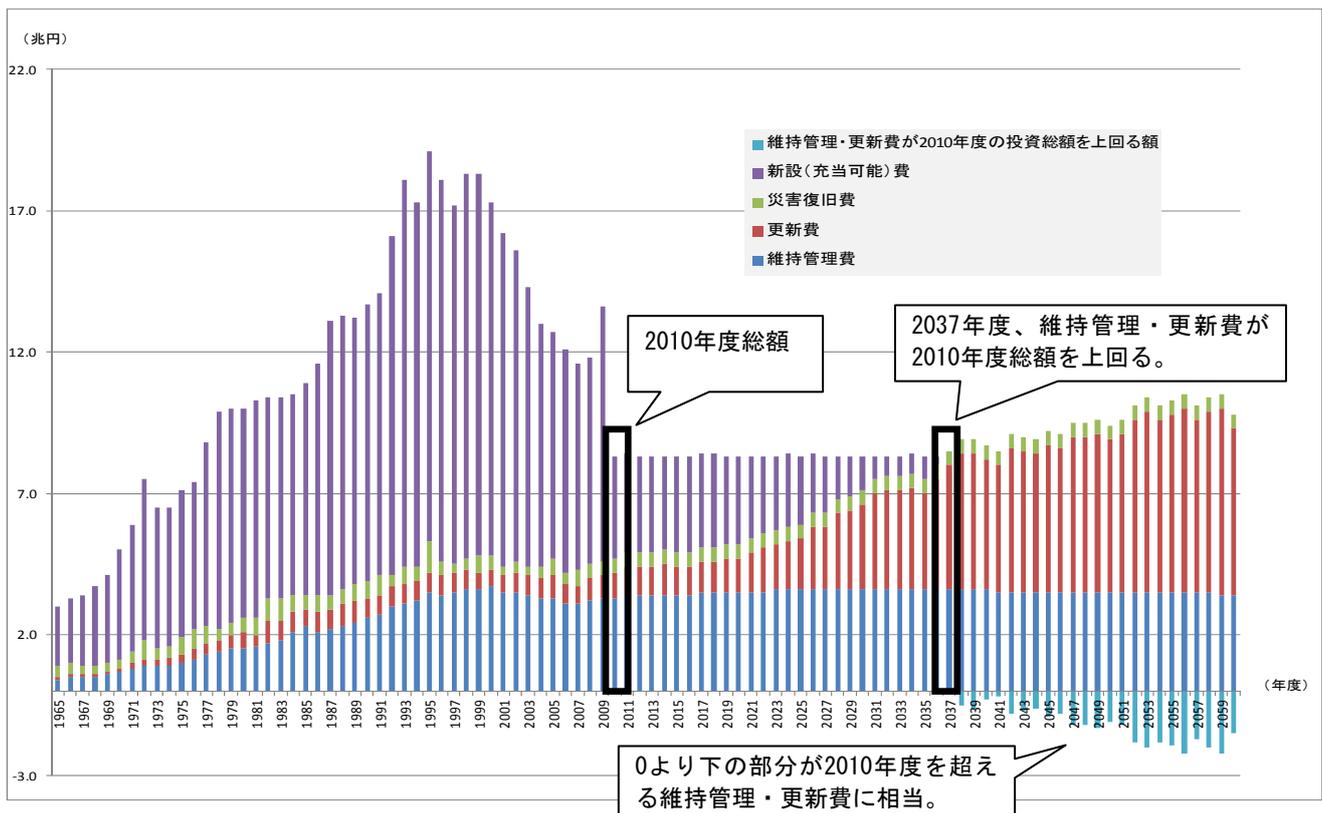
	H25年3月	H35年3月	H45年3月
道路橋[約40万橋注1](橋長2m以上の橋約70万のうち)]	約18%	約43%	約67%
トンネル[約1万本注2]	約20%	約34%	約50%
河川管理施設(水門等)[約1万施設注3]	約25%	約43%	約64%
下水道管きよ[総延長:約45万km注4]	約2%	約9%	約24%
港湾岸壁[約5千施設注5](水深-4.5m以深)]	約8%	約32%	約58%

注1) 建設年度不明橋梁の約30万橋については、割合の算出にあたり除いている。
 注2) 建設年度不明トンネルの約250本については、割合の算出にあたり除いている。
 注3) 国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。(50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。)
 注4) 建設年度が不明な約1万5千kmを含む。(30年以内に布設された管きよについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。)
 注5) 建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。
 資料) 国土交通省

5-18 インフラの維持管理推計

【国土交通省調査】

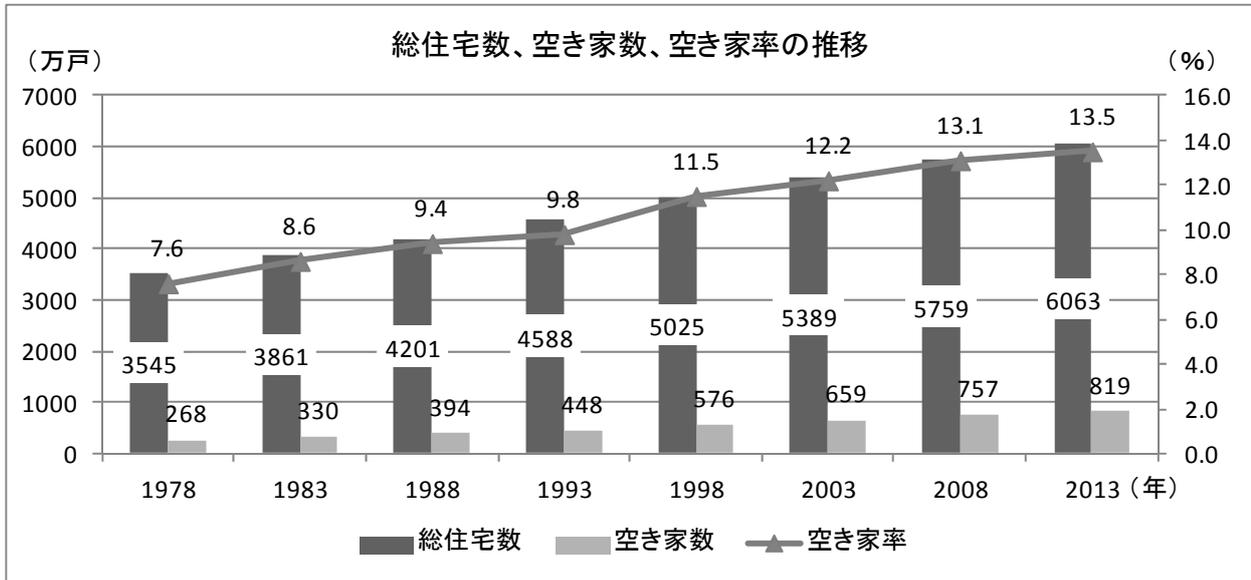
国土交通省の試算によると、従来どおりの維持管理・更新を続けた場合、2037年度には維持管理・更新費が投資総額を上回る見込みとなっています。



5-19 空き家率の推移

【総務省「住宅土地統計調査」】

2013年の総住宅数に占める空き屋数の割合（空き家率）は13.5%と過去最高になっています。



※毎年10月現在の状況

6-1 義務付け・枠付けの見直し、国から地方への権限委譲の検討

【内閣府作成資料】

地方公共団体の自治事務について、国が法令で事務の実施やその方法を縛っている義務付け・枠付けについては、順次、見直しが進められています。（第6次地方分権一括法では4法律）

また、今後国から地方への事務や権限の委譲が一層加速する見込みです。（第6次地方分権一括法では11法律）

I 地方公共団体への事務・権限の移譲等(11法律)

A 国から地方公共団体への事務・権限の移譲

- ・食鳥検査に係る指定検査機関の指定・監督
- ・法定上限を超える漁業近代化資金の貸付けに係る承認

C 地方公共団体等への権限の付与

- ・港湾・漁港管理者による災害時の放置車両の移動等を可能に
- ・義務教育諸学校の医療費援助事務におけるマイナンバー制度による情報連携の範囲拡大
- ・公立大学法人による長期借入金等、出資及び大学附属の学校の設置を可能に

B 都道府県から市町村への事務・権限の移譲

- ・工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定等
- ・高齢者居住安定確保計画の策定

D 新たな雇用対策の仕組み

- ・地方版ハローワーク(HW)の創設
- ・地方公共団体が国のHWを活用する枠組みの創設

国と地方の連携を抜本的に拡充した新たな雇用対策を、全国的かつ安定的な仕組みとして構築

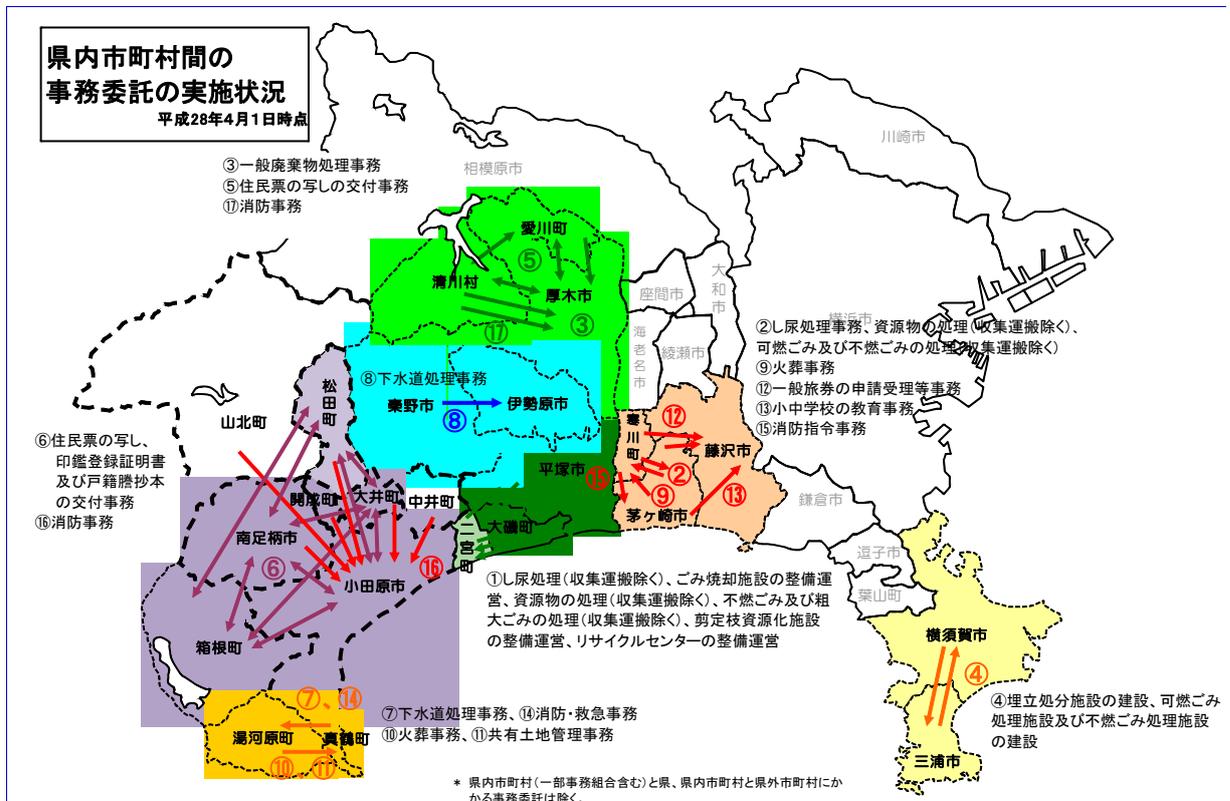
II 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し(4法律)

- ・地方社会福祉審議会において調査審議できる事項に精神障害者福祉に関する事項を追加
- ・都道府県による一定の保安林の解除に係る協議における農林水産大臣の同意廃止
- ・国、都道府県及び建築主事を置く市町村の公共建築物に対する定期点検の見直し
- ・都道府県による水質汚濁物質の総量削減計画策定に係る協議における環境大臣の同意廃止

(参考)

- ・第1次地方分権一括法(H23. 4成立) — 義務付け・枠付けの見直し
- ・第2次地方分権一括法(H23. 8成立) — 都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
- ・第3次地方分権一括法(H25. 6成立) — 都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
- ・第4次地方分権一括法(H26. 5成立) — 国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲
- ・第5次地方分権一括法(H27. 6成立) — 国から地方公共団体又は都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し

県内の市町村間において広域的な連携が行われています。



地方消費税率の引上げ時期が平成29年4月から平成31年10月に変更となりました。

地方消費税率の引上げ時期(改正案)

- 地方消費税率22/78(消費税率換算2.2%)への引上げ時期を平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更
- 上記に伴い、引上げ分の税収が平年度化するまでの間の経過措置としての引上げ分(社会保障財源)と従来分(一般財源)の割合についても変更

	現行	平成29.4.1~30.3.31	平成30.4.1~
地方消費税率	17/63 (消費税率換算1.7%)	22/78 (消費税率換算2.2%)	
引上げ分(社会保障財源)	7/17 (消費税率換算0.7%)	9/19	12/22 (消費税率換算1.2%)
従来分(一般財源)	10/17 (消費税率換算1.0%)	10/19	10/22 (消費税率換算1.0%)

【変更後(案)】

※下線部が変更点

	現行	平成31.10.1~32.3.31	平成32.4.1~33.3.31	平成33.4.1~
地方消費税率	17/63 (消費税率換算1.7%)	22/78 (消費税率換算2.2%)		
引上げ分(社会保障財源)	7/17 (消費税率換算0.7%)	<u>7/17</u>	<u>11/21</u>	12/22 (消費税率換算1.2%)
従来分(一般財源)	10/17 (消費税率換算1.0%)	<u>10/17</u>	<u>10/21</u>	10/22 (消費税率換算1.0%)

(注) 上記のほか、所要の規定の整備を行うとともに、消費税に係る地方交付税法定率の改正規定の手当を行う